

令和 5 年舟形町議会
第 4 回定例会会議録

舟形町議会

令和5年第4回舟形町議会定例会会議録

招集年月日 令和5年11月28日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 12月5日 午前10時

応 招 議 員 (10名)

1番 伊 藤 廣 好 6番 石 山 和 春

2番 叶 内 昌 樹 7番 奥 山 謙 三

3番 荒 澤 広 光 8番 八 鍬 太

4番 伊 藤 欽 一 9番 佐 藤 広 幸

5番 小 国 浩 文 10番 斎 藤 好 彦

不応招議員 (なし)

令和5年12月5日（火曜日）

第4回舟形町議会定例会会議録
(第1日目)

令和5年舟形町議会第4回定例会第1日目

令和5年12月5日火曜日

出席議員（10名）

1番 伊藤廣好	6番 石山和春
2番 叶内昌樹	7番 奥山謙三
3番 荒澤広光	8番 八鍬太
4番 伊藤欽一	9番 佐藤広幸
5番 小国浩文	10番 斎藤好彦

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森富広	地域整備課長	伊藤秀樹
副町長	鏡裕之	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤雅博
会計管理者	伊藤茂樹	農業委員会会長	叶内栄一
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	沼澤伸一	総務課財政担当課長補佐	佐藤拓
選挙管理委員会委員長	沼澤仁	デジタルファースト推進室長	佐藤仁
まちづくり課長	曾根田健	教育長	伊藤幸一
健康福祉課長	鍛治紀邦	教育課長	豊岡将志
住民税務課長	沼澤一征	代表監査委員	齊藤徹
地域強靭化対策室長	伊藤英一	監査事務局長	相馬広志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬広志 事務補助員 大場正江

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議員派遣の報告

日程第5 本期受理の陳情

陳情第7号 中央公民館駐車場の拡充についての陳情

陳情第8号 令和5年度水田農業政策に関する陳情

陳情第9号 医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担を軽減し診療報酬・介護報酬を大幅に引き上げるための意見書の提出に関する陳情

日程第6 町長あいさつ並びに行政報告

日程第7 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時06分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから令和5年第4回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名いたします。5番小国浩文議員、9番佐藤広幸議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題といたします。

会期の発言は、伊藤議会運営委員長よりお願いをいたします。

4番 それでは私から、去る令和5年11月28日に開催されました議会運営委員会において、令和5年第4回定例会の会期について協議をいたしましたので、ご報告いたします。

令和5年第4回舟形町議会定例会の会期は、本日12月5日より7日までの3日間とすることに決定しましたので、ご報告をいたします。

議長 お諮りいたします。本定例会の会期は、伊藤議会運営委員長の報告のとおり、12月5日から7日までの3日間とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から7日までの3日間とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長 日程第3 諸般の報告については、議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第4 議員派遣の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第5 本期受理の陳情

議長 日程第5 本期受理の陳情を議題といたします。

陳情第7号 中央公民館駐車場の拡充についての陳情について議題といたします。

陳情第7号につきましては、議会事務局長が朗読、説明をいたします。

議会事務局長 (朗読、説明省略)

議長 次に、陳情第8号 令和5年度水田農業政策に関する陳情について議題といたします。

陳情第8号につきましては、議会事務局長が朗読、説明をいたします。

議会事務局長 (朗読、説明省略)

議長 次に、陳情第9号 医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担を軽減し診療報酬・介護報酬を大幅に引き上げるための意見書の提出に関する陳情について議題といたします。

陳情第9号につきましては、議会事務局長が朗読、説明をいたします。

議会事務局長 (朗読、説明省略)

議長 陳情第7号及び陳情第9号の審査につきましては、会議規則第94条の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第8号の審査につきましては、会議規則第94条の規定により、産業振興常任委員会に付託いたします。

日程第6 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第6 町長挨拶並びに行政報告をお受けいたします。

町長 おはようございます。

本日、令和5年第4回舟形町議会定例会に当たり、ご挨拶を申し上げます。議員各位には時節柄、何かとお忙しい中、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

先日、県町村会の研修で、原消防庁長官から「地方財政の諸課題、消防・防災行政の諸課題」という題で講演がありました。その中で、現在、政府は経済財政運営と改革の基本方針2023（加速する新しい資本主義、未来への投資拡大と構造的賃上げの実現）を6月16日に閣議決定し、新しい資本主義の加速、そして少子化対策・こども政策などを進めている。また、当面の物価や経済の動向を踏まえて機動的に対応するとして、住民税非課税世帯などの低所得世帯支援として7万円を給付する物価高騰対応重点給付金など、緊急的な対応を地方に求めている。やはり、国と地方が一体となってやらなければ効果が出ないものが多く、今後は連携というよりは、一蓮托生という言葉に近い関係にならざるを得ないという話がありました。

来年、令和6年度の地方財政計画では、人事院勧告による人件費増分などの地方交付税額は確保しつつ、令和5年度地方財政計画の水準を下回らないようにすることであり、地方ではワイススペンドィング（賢い支出）に努めていかなければならないとのことがありました。ワイススペンドィング（賢い支出）とは、経済学者ケインズの言葉で、不況対策として財政支出を行う際は、将来的に利益・利便性を生み出すことが見込まれる事業・分野に対し

て選択的に行うことが望ましいという意味だそうで、主に人材やデジタル化を進めるべきとのことでありました。

また、危機管理では、必ずトップが現場に駆けつけることが重要であり、出張などの場合は指揮命令権確認などが重要であることや、訓練も台本に沿った訓練ではなくブラインド型の訓練を実施することが大事であり、地方自治体においても同様の訓練を実施してほしいとのことでありました。改めて、私も24時間、365日首長としての危機管理の覚悟とブラインド型訓練の必要性を感じたところがありました。

次に、9月定例町議会以降の主な行事について、行政報告を申し上げます。

（1）第40回ふながた若鮎まつりについて

9月9日土曜日及び10日日曜日に、「第40回ふながた若鮎まつり」をアユパーク舟形で開催しました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、過去3年間はやむなく中止または規模を縮小して開催しましたが、4年ぶりにステージイベントを復活するなど、コロナ禍前の通常規模で開催したものです。

当日は天候にも恵まれ、第39回を超える約2万2,000人の来場者は、ゲストによる歌謡ショーや町芸術文化協会の発表などを楽しみながら、鮎の塩焼きをはじめとする舟形の秋の味覚を堪能されました。

若鮎まつり実行委員をはじめ、多くの関係者のご協力により第40回の節目の若鮎まつりを盛大に開催できましたことを、心から感謝申し上げます。

（2）新県立新庄病院開院式・内覧会及び最上センター薬局内覧会について

移転改築工事が進められていた県立新庄病院の「開院記念式典」と「内覧会」が、9月18日月曜日、祝日に開催されました。

最上7町村の首長をはじめ、多くの来賓や関係者が出席した式典では、吉村美栄子知事の挨拶、そして八戸茂美院長からの新病院の概要説明があり、最後にテープカット、くす玉開披を行って、地域住民の健康を守る基幹病院の落成を祝いました。

式典後の内覧会では、式典参加者や報道関係者、事前に応募した地域住民などおよそ600人に病院内が公開されました。

新しい新庄病院は、腎臓内科や精神科・心療内科、歯科など7つの科を新たに設置し、合わせて28の科となります。最大の特徴は地域救命救急センターとヘリポートの新設で、救急科の医師と看護師を配置して高度な医療を提供できるようになります。

また同日には、新庄病院の敷地内薬局として選定された、ラッキーバッグ株式会社が運営する「最上センター薬局の内覧会」も開催されました。

調剤業務の効率化と人為的ミスのリスク回避を図るため、県内初となるドラッグステーションが導入されており、簡単な操作でオーダーに応じた薬剤ピッキングを自動で行う、最先端の調剤薬局でありました。

（3）令和5年度舟形町敬老祝賀式及び米寿賀詞の贈呈訪問について

9月21日木曜日、「令和5年度舟形町敬老祝賀式」を中央公民館において開催しました。

コロナ禍を経て、4年ぶりの開催となった祝賀式では、斎藤議会議長をはじめ、総務文教常任委員の皆様にご臨席をいただいた中、出席された77歳の喜寿の方10名と、結婚50年を迎えた8組の金婚のご夫婦、その一人一人に、賀詞と記念品を贈呈して、長寿を祝福いたしました。

また、10月3日火曜日には、米寿を迎えた方々の自宅をお祝い訪問し、賀詞と記念品を贈呈いたしました。

9月1日現在で、舟形町の数え100歳の百寿の方は6名、数え99歳の白寿の方は7名、数え88歳の米寿の方は57名、数え77歳の喜寿の方は94名、そして満95歳以上の方は73名いらっしゃいます。皆様のますますの健康長寿をお祈りするとともに、引き続き、100歳元気プロジェクトの取組による、検診や健康づくりへの支援を行い、町民の皆様の健康長寿の延伸に努めてまいります。

（4）舟形若あゆ温泉開業30周年記念式典について

9月22日金曜日、舟形若あゆ温泉の開業30周年を記念し、舟形若あゆ温泉清流センターにおいて、式典を行いました。

舟形若あゆ温泉は、県内の市町村の中では一番最後となる平成5年8月12日に開業しましたが、令和3年には来場400万人を達成するなど、「美肌の湯」「眺望の湯」として多くの方に愛され、おかげさまで最上地域を代表する温泉交流施設となりました。

当日は私をはじめ、町三役が出席し、斎藤議長及び副議長や町観光物産協会会长などからご列席をいただき、来場者へつきたての餅の振る舞いや記念タオルの販売、入浴料の割引等を行うなど、これまでご利用いただいた皆様への感謝とともに、今後のますますの発展を祈念しました。

（5）港区交流50周年記念植樹について

10月20日金曜日、港区との交流が今年で50周年を迎えたことを記念し、富長地区の桜づつみにおいて、植樹式を行いました。

港区との交流は、本町出身である最上電気株式会社初代会長（故）佐藤克己氏の「田舎を持たない東京の子供たちに自然豊かな舟形のよさを体験してもらいたい」という思いから始まったものです。昭和48年に旧飯倉小学校の児童が舟形町を訪れた日から、交流の絆が受け継がれ、現在では、「港区麻布地区サマースクール in 舟形」の受入れや、東麻布商店会や港区

主催の各種行事への出展、舟形中学校の修学旅行中における港区麻布地区総合支所での特産品のPR活動のほか、今年8月には災害時相互協力協定を締結するなど、交流がより一層深まっています。

植樹式には、港区から麻布地区総合支所長や、東麻布商店会前会長、東麻布街づくり協議会長などが来町し、町三役、斎藤議長、もがみ南部商工会舟形支部長、地元町内会長ら町関係者とともに、さらなる交流の発展を目指してヤエザクラの植樹を行いました。

（6）舟形小学校創立10周年記念式典について

10月22日日曜日、斎藤議長はじめ議員の皆様参列の下、舟形小学校において、創立10周年記念式典が開催されました。

旧4校が統合された新生舟形小学校は、平成25年4月に開校し、地域と保護者、教職員が一体となって、これまで10年間歩んでまいりました。

これまで支えてくださった多くの皆様に心から感謝申し上げますとともに、舟形小学校がこれからも地域の皆様と共に歩み、新たな歴史と伝統を築き上げていくことを、心から期待しております。

（7）令和5年度舟形町自治功労表彰式について

11月1日水曜日、中央公民館を会場に、舟形町自治功労表彰式を開催しました。これは、地方自治の振興、産業・経済の発展、学術・文化振興などに貢献された個人や団体を対象に、毎年表彰を行っているものです。

今年度は、町議会議員、町内会長、衛生組合長、スポーツ推進委員、民生児童委員、多額の寄附行為、全日本学生柔道体重別選手権大会優勝の功績で6名と1企業を表彰し、また、情報公開審査会委員、町内会長、衛生組合長、保護司、民生児童委員、農事実行組合長、架空請求詐欺未然防止の功績で、11名と1企業へ感謝状を贈呈し、その功績をたたえました。

表彰を受けられた皆様には、それぞれのお立場で、舟形町の発展のためにご尽力を賜り、改めて感謝を申し上げます。

（8）舟形町東京友の会総会・町民まつりについて

11月5日日曜日、東京都内において「第31回舟形町東京友の会総会・町民まつり」が開催されました。当日は約140名の関係者らが集まり、町からは私をはじめ、伊藤県議会議員、町議会全議員のほか、町在住者を含む計15名の方が参加しました。

総会後の町民まつりでは、会員による歌謡ショーや津軽三味線などの芸能が披露されたほか、町やもがみ南部商工会舟形支部、町内企業から提供があった町特産品などが当たるお楽しみ抽せん会が行われました。久しぶりに会った友人や知人との会話も盛り上がるなど、会はにぎやかに進行しました。

また、会場では、町制施行70周年に向けて現在取り組んでいる地域映画に寄せられた8ミリフィルムの一部を上映しました。昭和40年代の懐かしい映像に、参加者らは昔を思い出しながら見入っていました。最後は、望郷の思いを胸に唱歌「故郷（ふるさと）」を全員で合唱し、再会を誓いました。

（9）第2回IT地域活性連絡協議会について

11月8日水曜日、おかえり集学校プロジェクトの一環である「第2回IT地域活性連絡協議会」が東京都内で開催され、北は北海道から南は鹿児島までの21自治体、31企業から計76名が参加しました。

私はこの協議会の会長として会の冒頭に「集学校を中心に官民で今後も連携を進め、今までできなかった活動を可能にしていきたい」旨の挨拶を申し上げました。さらに、埼玉県横瀬町の富田能成町長より、「日本一チャレンジする町横瀬町の取組」について、また、DeNAグループより「DeNAグループ内の医療領域、介護領域、認知症領域について」のご講演をいただきました。

その後の民・官・学・地方・都心の垣根を越えて行った「地域活性化ディスカッション」も非常に有意義なものとなりました。

集学校は現在、開校済み13校、プレオープン5校となっており、集学校としての関係人口は約50万人、関係のある自治体も合わせると150万人を超えております。共通の地域課題の解決に向け、様々な事例・事案のシェアリングを進め、地域や組織を超えた横の連携を図っていきたいと思います。

（10）東北電力ネットワーク株式会社と合同での非常災害対策訓練の実施について

11月15日水曜日、舟形町と東北電力ネットワーク株式会社と、合同で停電時の対応訓練を行いました。大雪による倒木を原因とした停電が発生し、長沢地区での停電解消に長時間かかる見込みのため、生涯学習センターを避難所として開設する想定で行いました。町からの要請を受けて、高圧電源車による避難所への電源供給訓練、町対策本部と東北電力ネットワーク株式会社の中継役（リエゾン）派遣訓練、オンラインによる町対策本部との情報共有訓練を行いました。

このたびの訓練は、降雪時期を迎えるため、昨年の災害もあり、「災害時の協力に関する協定」に沿った内容で合同訓練を行ったものです。今後もより一層、連携を密にしながら、來たる災害に備えてまいります。

（11）民生児童委員との意見交換会について

11月22日水曜日、「舟形町民生児童委員協議会 町長と語る会」が開催されました。

民生児童委員の方々との年に1回の意見交換会として開催しているのですが、昨年は新型コロナ感染症の影響で中止となり、2年ぶりの開催となりました。

語る会では、まず昨年12月の改選で委員となった1期目の皆様から、ふだんの活動を通じての感想やこれまでの取組などを発表していただき、その後、2期目以降の委員の皆様からも、自身の経験談や心がけている点などについて話していただきました。

人口減少や高齢化が進み、地域における課題も多様化・複雑化している中、民生児童委員の役割も多岐にわたり、引き受けていただいている皆様には感謝しかありません。

今回、地域における委員の皆様の活動の様子やご苦労ぶりなどを伺いながら、活動の中で感じている不安や重圧、また充実感などについても共有することができて、大変有意義な意見交換会となりました。

(12) 令和5年度第2回町内会長会議について

11月29日水曜日、中央公民館3階ホールにおいて、「令和5年度第2回町内会長会議」を開催しました。町内会長会議は例年4月と11月に開催しており、今回の会議では、これからの中雪期に向け、地域整備課から町道除雪の概要と、健康福祉課からは高齢者等除雪サービスの概要、まちづくり課からは地域支え合い除雪活動支援事業などの雪対策関連事業について説明を行いました。自助・共助・公助の精神に基づく降雪期における町内の安定した生活環境の維持について、町内会長の皆さんと情報の共有を図りました。

以上、12件について行政報告を申し上げます。

さて、本定例会に提案します案件は、一般会計及び特別会計等補正予算について6件、条例の制定について4件、以上10件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますようよろしくお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

なお、9月定例町議会以降の主要事業につきましては、次に記載のとおりですので、説明は省略させていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

日程第7 一般質問

議長 日程第7、一般質問をお受けいたします。順次発言を許可いたします。1番伊藤廣好議員。

1番 それでは、私からは通告しております2つの質問を行います。

(1) 「特別職登用方針と職員の地域担当制を」。

森町長は、9月の定例会において3選出馬を表明されました。町民も大変注視しております。いろんな構想を描いていると思いますが、今後の方針として、次の3点を質問いたします。

1点目は、これまで2期8年、副町長については、県職員から4名の方々を招聘されておりますが、今後もその方針であるのか。あるいは町内に精通している町関係者の登用を考えているのか、お伺いします。

2点目は、町づくりには女性の活躍推進が不可欠であります。現在、町で委嘱している各種委員会において、女性を登用していない委員会はあるのか。また、女性を登用している女性登用委員の平均割合はどのくらいなのか。

3点目は、町職員も近年、町外出身者が多くなっております。また、町内出身の採用者も、採用後、舟形地区に居住している職員も見られ、地域との距離感が感じられます。町内会長さんからは、業務も年々多くなっているというの大変だというような声もあります。職員が地域と対話し、その地域の課題やニーズを把握し、そして地域の人々を知ることが町づくりに必要ではないか。町内会の相談や地域の支援のため、職員の地域担当制を検討してはどうか。

以上3点について町長の見解を伺います。

なお、答弁は簡潔にお願いいたします。

次に、(2)「投票率向上と選挙業務の改善を」。

舟形町議会議員選挙は4月23日、8年ぶりに執行されました。投票率は74.42%と、8年前と比較しますと10.18%の低下、うち10代の投票率は36.23%と低い状況にあります。また、開票確定時刻の遅れもありました。期日前投票については有権者のおよそ3割の方が投票しており、定着しております。

働き方改革の推進の中、選挙業務の改善の必要性を感じております。次の3点について質問いたします。

1点目、舟形町議会議員選挙の投票率低下と開票確定時間の遅れについて、選挙管理委員会としてどのような改善を考えているのか。

2点目、投票率向上のため、半日とか時間を定め、舟形地区を除く旧学区3地区で移動の期日前投票所設置を検討してはどうか。

3点目は、働き方改革推進の中、町の投票時間は夕方1時間から2時間短縮し、午前7時から午後6時まで、または7時までとなっておりますが、公職選挙法では最大4時間短縮可能であります。もっと短縮して休憩時間を持って、午後8時からの開票に備えてもよいのではないか。投票管理者、立会人、事務従事者などの長時間労働の改善と選挙経費の節減の面からも検討すべきと思うがどうか、選挙管理委員長の見解を伺います。

なお、答弁は簡潔にお願いいたします。

以上です。

町長 それでは、1番伊藤廣好議員の「特別職登用方針と職員の地域担当制を」についてのご質問にお答えします。

まず、1点目についてお答えします。

私が平成28年2月に町長に就任して以来、議会の皆様のご理解とご協力、さらには県からのご理解とご協力も賜り、この8年間で4名の方に、県職員から副町長としておいでいただいております。

鏡副町長をはじめ、歴代の副町長の皆様からは、県での豊富な行政経験を基に、私の補佐役として町の施策に対して助言をいただいたり、各種政策を推し進めていく上で、国や県との調整役となっていたりと、各方面において、その手腕を存分に発揮していただいております。

また、副町長からの助言や指導により、職員のレベルアップが図られ、役場内の事務取り扱いなどについても、改善や効率化がかなり図られており、歴代の副町長の皆様のお力添えが紛れもなく、当町の行政力の底上げになっていることを実感しております。

今後のことにつきましては、町長選挙がこれからでもありますし、まだ方針は決めておりません。

次に、2点目についてお答えします。

現在、町で委嘱しているものについては、舟形町特別職の職員の給与に関する条例第8条別表第3において、委員会委員として委嘱しているものが、町議会や消防団、産業医、学校医などを除いて17組織ございます。その中で女性委員を委嘱していないものが7組織ありますし、委員会全体のうち、女性が占める割合は25%となっているところであります。

現在取り組んでおります、舟形町第7次総合発展計画で目指す町の将来像「住んでいる人が誇れるまちづくり「わくわく未来ふながた」」を実現していく上でも、女性の方々のご意見やご協力が不可欠と思っております。今後も、積極的に女性の皆さんのお力添えをいただきながら、いろいろな町の施策に参画していただけるように努めてまいります。

次に、3点目についてお答えします。

職員による地域担当制については、平成の大合併後に、最上管内において新庄市、最上町、真室川町の3市町で取り組まれてきた経過があります。当時は、協働という観点から町職員が町内会の相談や地域の支援を行っていくことを目的に行われたものですが、想定していたような成果には至らず、縮小や実質的な休止状態であるのが現状のようです。

当町においても職員による地域担当制については、過去に検討を行った経緯はあります。集落支援員の配置により、町内会をはじめとした地域の相談や行政との橋渡し役を担っているほか、少子高齢化・人口減少という状況において、地域間の連携による体制づくりが必要であることから、地域運営組織の構築を推進しております。

また、今年度においては、庁内各課を横断した職員48名によるワーキングチームを構築し、次期町内会びじょんの作成を中心とした「町内会ワークショップ」に参加し、町民と共に、地域課題の整理や活動及び目標についての話し合いをサポートしております。このような取組は県内自治体でもほとんど例がなく、協働によるまちづくりを推進する上では、地域担当制よりも効果的であると考えておりますので、現時点において職員の地域担当制を行う考えはありません。

2つ目のご質問については、沼澤選挙管理委員会委員長よりご答弁いただきたいと思います。

選挙管理委員会委員長 では、答弁いたします。

「投票率向上と選挙業務の改善を」についての質問にお答えします。

まず、1点目についてお答えします。

令和5年4月23日執行の舟形町議会議員選挙につきましては、前回が無投票であったため、8年ぶりの選挙となりました。選挙権の年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げられてから初めての町議選でもあり、また、供託金制度や選挙運動費用の公営拡大などが初めて取り上げられた選挙でもありました。

投票率については、伊藤議員ご指摘のとおり、前回の8年前に比べて10.18%の減少となりました。年代別の投票率についても、40代から70代までは76.8%から89%と高いものの、8年前にはなかった10代が36%と最も低く、20代が53%、30代が59%という状況です。

投票率が低くなった要因の一つとしては、4年前も無投票であったことと、今回についても、当初、定員割れの可能性があり、告示日直前まで無投票となるのではないかとの見方もあったため、有権者の関心がなかなか高まらなかつたのではないかと考えております。また、10代、20代の投票率が低い傾向は県内においても同様であり、県選挙管理委員会でも、若年層向けの選挙啓発の講座を開催するなどしていますので、当町でもそうした活動に積極的に参加したり、他市町村の取組を参考にして、どうすれば若年層の投票率を向上させることができるか、検討していきたいと考えております。

開票事務の遅れについてですが、役場職員の世代交代も進んでいるため、選挙事務に不慣れな職員も多くなっているようですが、ミスは許されないということを理解し、慎重に開票作業を行っていただいたと感じております。

また、8年ぶりの選挙ということで、立会人も初めての方が増えたということもあるようで、そうしたことから、開票作業に時間がかかっていたように見受けられました。さらには、今回は、同姓の候補者の按分票の集計で時間を費やしたところもあったようでした。

こうした職員の不慣れや事務的な部分は、事前の事務打合せを工夫することや、開票事務の手順や段取りの見直し、また、立会人の方への事前説明会も丁寧に行うこと。さらには、他町村の選挙事務を参考にするなどして、改善していきたいと考えております。

次に、2点目についてお答えします。

全国的には、路線バスやレンタカーを借り上げて、移動しながらの期日前投票所を設置している市町村の例があるようです。当町で実施する場合、地区公民館などを利用した方法がいいのか、レンタカーなどを借り上げての方法がいいのかなど、多方面に検討する必要があると思われます。

また、期日前投票所を増やすには、選挙事務に従事する役場職員や立会人を増やす必要があります。職員数が限られている中、役場の通常業務との調整が必要になることや、立会人の確保が年々難しくなっている実情があるところで、新たな立会人を確保できるかという問題もあります。

いずれにしましても、投票率の向上のため、住民の方が投票しやすい方法を検討しながら取り組んでいくことは当然重要なことですので、費用や人員が増加することとのバランスも見ながら、どのようなことができるのか、いろいろと検討していきたいと思います。

次に、3点目についてお答えします。

投票時間の短縮については、平成10年には18時までの投票時間が20時まで延長され、12年度からは市町村選管の判断で投票時間の短縮が可能となった経緯がございます。今回の町議選においては、8か所の投票所のうち、5投票所は19時まで、大平、太折、西又・松橋の3投票所は16時までの投票時間で、それぞれ1時間と2時間を繰り上げております。

このことについては、平成27年に投票時間に関するアンケートを町選管で実施したところ、選挙経費の削減や、立会人の負担軽減などを図る上で、70%を超える人が投票時刻の繰上げが必要という結果になったことと、選挙当日の18時から20時までの投票率が低いため、時刻を繰り上げても投票率に影響がないなどの理由から、1時間及び2時間の繰上げを行ったものであります。県内市町村における繰上げ時刻の状況を見ますと、1時間から2時間の繰上げとなっており、有権者の投票機会をできるだけ確保するという点からも、これ以上の短縮は慎重に検討する必要があると思われます。

今後の社会情勢なども注視しつつ、県の選挙管理委員会などとも連携しながら考えていきたいと思います。

1番 森町長、沼澤選管委員長、答弁ありがとうございました。

時間も押しておりますので、これから再質問の答弁については簡潔にひとつお願いしたいと思います。

初めに、森町長に質問いたしますけれども、今答弁の中で、副町長の登用の方針については、まだ決めていないというような答弁がありました。ただ、これまで県からの招聘については、舟形町の行政力の底上げになっているということで、評価しているというような答弁がありました。

それは大変いいと思うんですけども、町民の声としましては、県からお願いするにしても、これまでのような2年交代ではなくて、やっぱり町長の任期は4年あるわけですから、4年お願いするべきではないかというような声が多くございますので、その辺、今後また引き続き県のほうにお願いするとなれば、その点も検討していただきたいというふうに思います。この点については答弁は要りません。

次に、女性委員の登用について答弁がありましたけれども、女性委員を委嘱していない委員会は、17のうち7つというような答弁がありました。それから、委員会全体では25%を占めているというような答弁があったんですが、民生児童委員の方ですと女性の方の比率が高いと思うんですが、それ以外の各委員会になると、実質はもっと低いんではないかというふうにちょっと思います。

それで1つ目としまして、今、教育委員は5名いると思うんですが、女性の教育委員はいないというふうに思いますので、やっぱり最低1名は教育委員については、やっぱり任命してほしいなというふうに思いますし、また、教育委員の場合は、新たな視点というような形で、男女問わず1名程度は公募というような形も検討してはどうかというふうにちょっと思います。

あと2つ目は、女性から行政に关心を持つてもらうということが大事だと思いますので、そういう面からも、各種委員会に女性委員を増やしていくということが必要ではないかというふうに思いますし、今日議会の課題の一つでも、やっぱり女性議員の成り手不足の解消ということで、今いろいろな検討をしていますけれども、そういう女性委員を増やすことによって、そういう女性議員の立候補というようなことも、行政に关心を持つことによって増えるのではないかというふうに思います。

そういう意味で、登用率を上げるため、例えばいろんな委員会、人数10人とかいろいろあると思うんですが、例えば10人の場合は、そのうち3名以上女性の委員にするという、いわゆるクオーター制、そういう導入を考えてはどうかなというふうに思うんですが、今の2点について、町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長 質問者に申し上げます。質問は一問一答でお願いします。

町長 まず、答弁しなくていいと言われた副町長の件でございますけれども、やはり県から副町長をお願いする際については、やはり県に返してその方のキャリアが失われないよう

にしなければいけないというふうなことがあります、2年というふうなことでやっているわけです。

これを4年にするメリットというのは、逆にどういうメリットがあるのかなというふうに思っているところでございます。やはり県との強いパイプを持つというふうなこと、県に帰られた副町長の方々については、それぞれの分野で非常に重要なポストに就いておられるというふうなこともありますので、やはりそのためにも、定期的にというふうなことがあります。

今後の方針については、先ほど答弁したとおり、今後町長選挙でどうなるか分かりませんので、県のほうにもなかなかお願いしづらいというふうなこともありますので、その動向を見極めながらお願いをせざるを得ないというふうに思っています。

それから、女性のまず委員のクオーター制というふうなものは決めてもいいんですが、やはり舟形町における女性の共働き率の高さというふうなものもありますし、子育てというふうなところもあって、なかなかその人数を決めたとしても、その成り手がないのではないかと。

女性の方々にいろいろお願いをするというふうなことが多くあると、必ず同じような方が出てきてしまって、そのことで、その方の負担にかえってなってしまうと。そうすると、その分については、逆に、町であったり、そういったものに対しての委員になりたがらないというふうなこともありますので、そういったところの人数をこちらのほうから決めるというふうなことではなくて、やはり女性の意見もしっかりと聞く、そういう体制と、社会、舟形町の社会における女性が社会に出ていろいろ活動できるような、そういうお父さん方とか、家族のバックアップができる体制をつくりながら、女性の参画というふうなものも、町としても進めていかなければならぬのではないかというふうに思います。

それから、1点目が教育委員の女性ということで公募というふうなことではありますけれども、その点については、教育長のほうから、もし何かありましたらお願いをしたいと思います。

教育長 教育委員につきましては、自治法で定められているとおり、要件としては、1名保護者委員をというふうな要件があるのみで、あとは町の町長が指名した方を議会で承認というような形になっておりますので、その前段での推薦の仕方について、いろんな方法があるのかなというふうに考えています。

私からは、これ以上のことは申し上げられないと思います。

1番 副町長の件、町長から答弁してもらったんですが、4年間というのは、やっぱり2年間である程度町のことも少し理解してもらった段階で、また異動というようなことになると、やっぱり引き続き4年ぐらいいてもらったほうがいろんな町のほうでも、町民とのい

ろんなつながりもできますし、そういう面でいいんではないかというふうな声があるということで理解していただきたいと思います。

あと、職員の地域担当制については、現時点では考えていないというような答弁があつたんですが、集落支援員も配置しているというようなことですけれども、確かに町内会と橋渡しを担っているということは確かだと、そういう支援はありますけれども、現在集落支援員は、堀内と富長地区の1名と長沢地区の2名しかいないと思います。

舟形本町地区では集落支援員というのはいないんじゃないかというふうに思いますし、あと、先ほどワーキンググループによるワークショップというような話もありましたけれども、これについても、町内会ごとの地域づくりという面では、地域づくりに貢献はしていると思いますが、いわゆる町の課題といいますか、課題の共有、全体的なそういうのを見た場合、例えば町の総合発展計画とか、各種いろんな町の計画がありますけれども、その段階での策定、あるいは実施後の評価、成果、課題、見直しなど、そういう面を考えますと、集落支援員だけではなくて、やっぱり町の中枢にいる正職員が、もっとやっぱり地域に入って、地域の多様な意見を吸い上げていくことが、まちづくりに必要ではないかというふうに思いますし、最近は町政座談会等の開催もないようですし、その辺、町民の声を、町としてはどのようにして吸収しているのか、お聞きしたいと思います。

町長 地域担当制については、先ほど答弁したとおりでございますが、平成の大合併で舟形町が新庄市との1市1町の合併をせずに自立をしていくというふうなところで、その当時伊藤議員も職員としておられたかというふうに思いますし、その当時、町で選択した地域担当制ではなく、行政効率化でいくと堀内出張所というふうなもの、あと生涯学習センターについても引き揚げるというような案もございました。その代わり、地域担当制をするというふうなことで、その当時検討をしたというふうな記憶がございます。

舟形町としては、地域担当制というふうな人事上で変わるというふうなことであつたりというふうなことよりは、まずは地域に根差した拠点をつくろうというふうなことで、出張所をそのまま継続しましたし、生涯学習センターにも職員を置くというふうなことで対応してきた経過がございます。

要は、地域担当制であるがゆえに、全てのことについては、地域住民は舟形町の役場に、中央に来なければいけなかつたというふうなことを、地域でできるようにしたというふうなことがあります。

そういう選択を、平成17年の段階で町として進めてきております。それで現在に至っているというふうなことでありますので、現在、今、議員となられた伊藤議員がおっしゃられる、その地域担当制というふうなものについて、分からぬではないんですが、要は地域の方々と職員がもっともっと触れ合う場所、もしくはいろいろな協議できるような場所

があればというふうなことなんですが、先ほども申し上げましたとおり、ワークショップというふうなことで、若い職員が積極的に地域に出て、いろいろな声を聞いておりますので、その点については、そういうふうにご理解をいただければと思います。

また、町政座談会をやっていないということではなくて、私が人気ないのか、町内会のほうに要請があれば、いつでも行きますというふうなことで、こちらで手を挙げるのを待っておったんですが、2年前に松橋地区で町内会でしたのを最後に、なかなか手を挙げていただけないと。コロナというふうなこともあったのかもしれませんけれども、そういう事情でございますので、こちらがやっていないというふうなことではありません。

また一つ、町民の声をどうやって聞くのかと。それは議員の方々からのいろいろなご意見であったり、いろいろな協議会、いろいろな行事等に私も積極的に参加しております、その中でいろいろお話を聞かせていただいてくるというふうなことがありますので、そこで町民の声が届かないというふうなこともないですし、極力、そういう声を職員自身も聞くようにして、町長以下職員で一体となって町づくりを進めているというふうにご理解をいただきたいなというふうに思います。

1番 西川の菅野町長は、森町長はご存じであると思いますけれども、ある行政のマガジンに町長のインタビューが載っていました。その中で、「町の存続をかけて地域との対話を重ね、デジタルを活用する」というタイトルでしたが、その中で、町長の職員への思いとして、対話に積極的な職員だけが課長補佐以上になるというような人事方針を、令和5年3月に定めたというのが一つありました。

それから、これから求められる職員像については、一個人である職員に「ありがとう」と言ってくれる町民を増やすこと。町民の顔を見て、日々丁寧に対応する。そして、協力してもらう。信頼を得る人間力を養ってほしいというふうに結んでおりましたが、大変、同感だなというふうに思いますけれども、そういう菅野町長の職員に対する方針もあります。

時間がちょっとありませんので、次に、選挙管理委員長にお尋ねしますけれども、4月の町議選で不在者投票、何か所か町内でやったと思うんですが、告示の翌日の午前10時から不在者投票を実施したというようなことなんですかけれども、その段階で選挙公報が届く前に実施されたというふうに聞いております。

まして、委員長もご存じのように、不在者投票所には投票記載所には、立候補者名の氏名掲示ができないわけですよね。期日前投票ですとありますけれども、そういう中で、投票人である利用者は、誰が立候補しているのか分からず投票しなければならないというふうなことになりますので、その辺については、今後十分配慮してほしいなというふうに思います。

多分翌日の午後であれば、選挙公報が届いたんではないかというふうに思いますので、その辺、選挙公報を選挙人が見て、そして投票させることに今後配慮をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

選挙管理委員会委員長 ただいまの質問に関しては、沼澤書記長から答弁させていただきます。

総務課長兼選挙管理委員会書記長 ただいまの不在者投票に関する質問でございますけれども、多分今、伊藤議員おっしゃっているのは、当町においては光生園とえんじゅ荘のほうに出向いていって、不在者投票をやっているんですけども、そのことかなというふうに受け取っております。

そちらの施設での不在者投票に関しましては、施設のほうと日にちとか時間については、要望を聞いたり調整をさせていただいて、日時を決めてやっているところであります。あくまでも、不在者投票というルールの中で行っているものでございますので、今ご質問にあるように、選挙公報の部分につきましては、そういう配慮もできるのかについて、施設側ともそういった調整をしながら、不在者投票のルールの中でいろいろ検討していきたいというふうに考えます。

以上です。

1番 十分配慮して、これからお願いしたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

議長 以上をもって、1番伊藤廣好議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、3番荒澤広光議員。

3番 それでは、通告書に従いまして一般質問を行います。

今回の次第は、「農作物・猛暑を振り返り対策を」と題して行いますが、別紙に、新庄観測所測定の今年6月1日から9月30日までの気温の推移グラフを添付しております。上段の折れ線グラフが、最高気温の昨年と今年の比較になります。下段の折れ線グラフが、最低気温の比較ですので、参考にしていただければと思います。

それでは、「農作物・猛暑を振り返り対策を」。

今年の夏は連日の真夏日、猛暑日、さらに雨が極端に少なく、農作物にとって大きな影響を与えた年だったと実感をしております。

当町は、米をはじめ、ネギ、ニラ、キュウリ、アスパラガスなどの園芸作物を生産し、多様な農業経営が行われております。今年の夏を振り返ると、8月の最高気温の平均値が34.8度Cと、昨年8月と比較し6度C、最低気温の平均値も28.8度Cと、昨年8月の平均気温を3.1度C上回る、過去にない暑い夏でした。

高温の影響として、基幹作物の米の品質低下が報道されておりますが、JA南部営農センター取扱いで、10月末実績でも品質が低下し、うるち米全体7万7,108袋中、一等米比率は78.6%と、令和4年産米実績と比較して14.7%低下しております。餅米に関しましては、三等米比率が、4年産米比10.8%増加しております。

このような品質低下は、稻作農家の収入減に直結いたします。町全体での米の品質、生産量はどのような実績だったのでしょうか。

猛暑、少雨による影響は、稻作以外の作物でも同様な影響があったと聞いておりますが、具体的な作物別でどのような影響があったのか、お聞きいたします。

猛暑、少雨による影響のあった農家に救済策の考えはないのか、お聞きいたします。

来年もまた高温を想定しなければならないと思いますが、各農家の経験、ノウハウだけでの改善、対策は難しいと思います。それぞれの作物に合ったソフト、ハード面での対策が必要ではないかと思います。

生産農家は、昨年からの肥料、燃料、生産資材の高騰、さらに気象状況の激変など大変厳しい状況です。今後も永続的に生産活動ができるように、国、県と連携して救済策、対策が必要だと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

町長 それでは、3番荒澤広光議員の「農作物・猛暑を振り返り対策を」のご質問にお答えいたします。

初めに、令和5年の気象については、5月上旬は低温となりましたが、7月下旬から9月中旬までは、平年と比べ最高気温、最低気温ともに高く、記録的な高温と少雨になり、圃場の乾燥状態が続きました。10月に入り降水量は平年より多く、最高気温、最低気温ともに平年よりもやや高いものの、平年並みに近づいてきたところであります。

さて、令和5年産米の作柄については、農林水産省の発表によりますと、10月25日時点の最上地区の作況指数は昨年と同じ98と、やや不良となっており、収穫量が平年より減少しております。

一方で、品質を示す一等米比率ですが、農林水産省が発表した10月末時点の山形県産のうるち米は47.4%となり、その品種別数値では、主力品種のはえぬきが37.2%と、前年同期比で58.3%下落しましたが、高温耐性があるつや姫が54.1%、同じく雪若丸が88.1%となり、低下が抑えられています。

ご質問の当町全体での米の品質、生産量の実績についてでありますと、当町では毎年JAなどの主な出荷先を対象に、主食用米の集荷数量調査を実施しておりますが、毎年12月に調査を開始し、翌年1月に取りまとめているため、現時点では数値を把握できていない状況であります。また、その調査では、等級については調査対象にしておらず、町全体の約7割を占めるJAの数値を参考にしているところであります。

そのため、米の実績数値をＪＡ南部営農センターに問い合わせたところ、11月15日時点のうるち米でありますが、集荷数量が7万7,705袋であり、昨年の実績よりも4,763袋減少しております。

一方、一等米比率については78.0%となり、10月末時点よりもさらに数値を下げ、前年実績比15.3%の下落となっているようあります。また、品種別でははえぬきが74.6%、つや姫が91.3%、雪若丸が97%となっております。

次に、作物別の影響でありますと、当町の園芸作物のうち主要5品目（ネギ、ニラ、アスパラガス、キュウリ、トマト）を見てみると、全般的に生育に適した温度を超えたことから生育不良となり、出荷数量が減少した品目が多くなっています。また、ネギについては、ネズミによる被害が多く発生しました。それにより、市場においては品薄状態となったものが多く、ニラを除く4品目は単価高となり、前年販売額を超えた品目が多くなっております。

次に、本年の猛暑及び少雨に関する救済策でありますと、現在決定しているものは、町独自の農業用揚水ポンプの電気料金の支援であります。猛暑及び少雨により、平年よりも多くの揚水量が必要となり、電気の使用量が増加しております。調査した結果によると、特に高圧の電気を使用する場合は、前年比で電気料金が5割以上増加した組合もあり、負担軽減のため支援をしてまいります。

そのほか、現在、国及び県は救済策を打ち出ししておりませんが、今後、近隣市町村も含めて動向を注視するとともに、救済策の実施に当たっては、国及び県と連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

続いて、来年以降に行う対策のうち、ソフト面については、品種と収穫時期による対策が必要であると考えております。

新聞報道にもありますが、県は主力品種であるはえぬきを高温耐性の高い雪若丸への転換を検討しているようあります。また、当町の米の品質低下は、刈り遅れが大きな原因であると考えられます。刈り遅れた場合は胴割れや茶米などが増加し、品質が低下します。

県最上総合支庁農業技術普及課が発行した稻作だよりは、はえぬきの刈取り適期は平年よりも10日ほど早い9月6日から15日までと報じました。しかし、実際には平年どおりの農家が多く、品質低下につながったと思われます。そのため、来年以降は、県、ＪＡ等と連携しつつ適期刈取りを推進してまいりたいと考えております。

次に、ハード面になりますが、水稻は水管理が重要でありますと、渇水により河川の水位が低下し、農業用水が確保できなくなるおそれが出でます。それを回避するためには、現場周辺の状況にもよりますが、頭首工の上流部のしゅんせつなどが必要であり、事前防災の観点からも、県等に要望していきたいと考えております。

さらに、野菜類の対策に関しては、かん水設備の整備が効果的と考えております。トマトやアスパラガス以外の作物では、かん水設備を整備しているところが少ないようです。特に、ニラやキュウリについては、町独自の補助事業である園芸拡大ステップアップ事業により支援してまいりたいと考えております。

最後になりますが、近年の地球温暖化に伴い、夏期は高温になりなりやすい傾向にあります。今後の対策については、ソフト・ハードの両面において、国及び県、JA、土地改良区等と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

3番 答弁ありがとうございました。 答弁の内容を一通り見ましたけれども、米に関しては、私もそのような状況なのかなと思って認識したところでした。

改めてちょっと確認いたしますけれども、先ほど11月15日時点でのJAでの品質状況が回答ありましたけれども、この中で、特に餅米に関しては、町内では作付が約3.9%ほどされておりますけれども、餅米の品質に関しては、一等米が57.6%ということで、大きく落ち込んでいるのが実情であります。

先ほどはえぬき、当町で70%作付しているはえぬきの品質の悪化が大きいということで74.6%というふうな数字がありました。そのほかですけれども、参考までにですけれども、品種ごとの一等米の比率としまして、先ほど雪若丸の97%まで説明があったんですけれども、そのほかひとめぼれで79.8%、コシヒカリで36%の一等米比率、あきたこまちに関しては、生産比率は1%まで至っていないんですけれども、12.6%というふうな、町内の状況であります。

この答弁の中で、品質低下の大きな原因是、刈取り時期の遅れというふうな答弁がありました。これは稻刈りの、当初ですけれども、刈取り適期を知らせる農業振興課から各農家の方へ、品種ごとに提示がありましたけれども、実際には刈り遅れが出てしまったというふうな内容だと思うんですけれども、この刈取り適期をどのようにして、今年以上に来年も暑かった場合ですけれども、どのように刈取り適期に合った刈取りを進めるのか、その辺の考え方を、もう一度教えていただきたいと思います。

町長 やはり行政ができるところについては限界がございます。 町のほうではいろいろ相談所も設置してはおりますけれども、やはり基本的にはJAさんであったり、各集荷業者さんとのほうの営農指導というふうなものが大事かなというふうに思っています。それらの情報を基に、町としてはやはり防災行政無線を使って周知するというようなことが、町としてできるものかなというふうに思っています。

やはり農家自体の考え方、そしてJAを含む集荷業者さんたちがしっかりとして、いいお米を生産できるような、そういう刈取りの時期を設定し、農家の方々が、それに向かって

て適期刈取りをやっていただければいいのかなというふうに思っているところでござります。

3番 答弁書の中で、刈取り時期の遅れ、刈り遅れというところがちょっと私なりに気になっております。一等米の数値はこういうふうな数字で見えるんですけども、一等米から外れた二等米あるいは三等米の品質の内訳、その辺の把握もちょっとほかの業者さんから資料を頂いたりして、自分なりに調べているんですけども、そういうふうな結果の報告書を分析する必要もあると思いますけれども、その辺、町ではどのように対応していく予定なのか、教えていただければと思います。

町長 二等米以下のものについての状況把握とか、私どものほうではちょっととしていないんですが、農業振興課のほうでありましたら、またそういったそれらの対応というふうなものについても、農業振興課長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 本年の高温、少雨による米の一等米比率の低下、品質低下につきましては、県では、高温の対策としてマニュアルを整備するというふうに発表しております。3月までに整備するというふうなことになっておりますので、その結果を見まして、いろんな分析をされた内容によって、どのように対策をするのかというふうなのが示されると思いますので、それをもって町と普及課さんと、あとJAさん等が入っている営農改善協議会の中で協議を進めて、対策を取っていきたいと考えております。

3番 これもちょっと参考の数値にしていただければと思うんですけども、二等米、三等米の内訳です。これもやっぱり今回はJAさんの資料を頂いた数字が、今答弁書の中に載ってきましたけれども、各品種ごとの二等米の内訳、三等米の内訳というふうに記載された等級理由別検査報告書というふうなところの資料があります。

これを見てみると、今ほど、刈り遅れというふうな答弁があったんですけども、二等米、三等米の内訳です。この75.1%、二等米、三等米の75.1%が、高温が影響したと思われる心白、腹白が75.1%を占めておりますので、ただ単に刈り遅れが原因というふうな見方は、ちょっとまずいのかなと思っております。

この75.1%、二等米、三等米の75.1%が、もし高温でなければ一等米になった米だと思っております。この米が一等米だったとするとですけれども、別の米業者さんの今年の一等米の実績が70.8%まで落ちたんですけども、この米が一等米になっていればですけれども、92.7%分まで一等米の米ができたというふうな検査結果になっておりますので、その辺、もう少し分析をしていただいて、刈り遅れだけで済ませないでいただきたいなど私は思っておりますけれども、その辺もう一度確認を、確認といいますか、考え方を教えていただきたいと思います。

町長 基本的には先ほど答弁したとおりでありますて、やはり高温、少雨というふうなものが原因であって、その対策としては、長期的には品種の雪若丸への移行というふうなこともあるというふうに思います。そういったところでの対応というふうな形になるかと思います。

刈取り時期の適期刈取りというふうなものについては、そういった品種を移行したにもかかわらず、そういったところがある場合については、品質低下につながるというふうなことで、町としては対応していくというふうなことだというふうに認識しております。

補足があれば、農業振興課長より説明をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 先ほどの町長の答弁の中では、刈り遅れを中心にちょっと述べてしまつたんですが、それが実際には目立ったという答弁だったと思うんですが、実際には登熟期の高温が心白、腹白につながるというふうな理解をしております。

その中では、やはり野温が高かつたりする場合、フェーン現象とかありますので、そちらで、庄内地区が非常に当該比率が低かつたと。あと同じく新潟、北陸、その辺もそのようになっておりますので、気象の部分については、いかんせんやはりできることは限られておりますが、ただ水管理の中で圃場の温度を下げる。穂の温度をなるべく下げるというふうなところが重要ではないかというふうには考えておりますが、身近にできる内容としては、穂肥、追肥の何回かに分けてやったほうが、栄養不足にならずに稻の凋落が防げると、しなだれることが防げるというふうなことがあります、その辺については、そういうふうにやった農家については、一等米が比較的多かったというふうな話も聞いておりますので、その辺も含めて、県のマニュアルを待ちまして、対策を練つていければなというふうに考えていいるところでございます。

3番 やはり農家の方にとりましては、愛着を持っている品種、あるいは自分の今までのノウハウ、勘とかコツとか、その辺が大変各農家さんの腕になっていると思うんですけれども、やはりこういうふうな天候が続く限りですけれども、そういうふうなマニュアルにやつぱり農家さんも頼つていかなければ、これからはならないと思っております。

まず、品種に関しましては、やはりえぬきが今年度、このように極端に落ち込んでおりますので、今年度の実績で強かつた雪若丸への移行というふうなところも、私も必要かなと思っておりますけれども、何せ雪若丸に関しましては、規制がかなりありますので、手を挙げれば作れるというふうな品種でもありませんので、その辺の規制緩和も含めてですけれども、県に要望をしていく必要があると私は思っております。その辺についてお願ひしたいと思います。

町長 先日、県幹部と市町村長、市町村議会議長さんとの懇談の意見交換の場でも、その問題についてありました。やはり高温耐性のある品種へ移行した場合について、なかなか特

別栽培というふうなこともあります、栽培やりたくてもできないというふうなところがありました。

その点については、県のほうでも十分に配慮するというふうなことでありましたので、町としましても同様に、県のほうに要望を重ねていって、町民が安心してやっぱり高温耐性のある品種を植えられるように、こちらとしても要望活動を進めてまいりたいと思います。

3番 先ほども私からあったんですけれども、品種への愛着というふうなのが、まずあると思いますけれども、やはり収入が落ちては、どうしても継続できないというふうな現実がありますので、まずは舟形町の米農家としてですけれども、例えばはえぬきから雪若丸へ移行したいというふうな農家さんの声を聞いて、舟形町では希望として雪若丸、重量なのか面積なのか分かりませんけれども、このぐらいの希望があるというふうな調査をして、県に要望というふうなことが考えられると思います。

あとは、今年度の品種ごとの実績も各農家さんへ周知していただき、気象状況の変化に強い品種に変えなければならぬのではないかというふうな情報共有も必要だと思っております。その辺の考え方、今後それぞれの稲作農家さんへどういうふうな周知の仕方をしていくのか、お聞きしたいと思います。

町長 直接的な質問の答えにはなっていないんですが、先日、雪対策の要望会で、会長である青森市長とお話をしている際に、今青森ではシャインマスカットの苗をいっぱい植えているんだと。要は、温暖化でシャインマスカットの、これから青森は産地として頑張っていこうというふうな話がありました。

別の会だったんですが、北海道のある町長さんとお話をさせていただいたら、山形県という話をしましたところ、今はサクランボの出荷量が日本一だが、もうすぐ北海道が主要産地になるぞというようなことで、この温暖化を見据えた農作物への移行というふうなものも、農業経営の分野ではなされているんだなというふうなところを、身につまされたところであります。

そういったところも踏まえながら、やはり品種への愛着というものもあるかもしれません、今後やはりこの気候に合った、そういったものを植えていかなければいけない、作っていかなければいけないというふうなことがあると思いますので、これから雪若丸であったり、いろいろな、つや姫はちょっと希望したからというふうなことで、なるか分かりませんけれども、そういったことについて、もし農業振興課のほうで、これから対策等についての考え方がありましたら、説明をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 ただいま出ている雪若丸に関してですが、本日の山新にもありました、来年度500ヘクタールほど多くしたいというふうなことで、昨日その要望の調査というか、そ

れが来ております。そちらについては、昨日のうちにJA、そして大場商店、あとはドリーム農産の3者に対して、希望を把握するような形でお願いをしております。

しかしながら、500ヘクタールというのは、全県で500ですので、どのくらい行き渡るかも分かりませんが、そういうふうにやっているというふうな状況です。

そのほか県では、新品種、高温耐性の強い品種を作っていくこうというふうなことで、品種開発を急ぐというふうになっておりますので、そちらは時間はかかると思いますが、待ちたいと思います。

あと、令和7年以降になるかもしれません、雪若丸の種苗の種もみの確保のために、いろんな支援を県は行うというふうになっておりますので、先ほどからありました、特栽での栽培マニュアルのルールが緩和されればというふうなこともありますので、その辺、要望等をもらっていきたいというふうに思っております。

3番 あと、品種の変更というのも当然対策の一つだと思うんですけれども、農業振興課長の隣に農業委員会の会長、米農家さんもいますけれども、やはりはえぬきを作って、あとは雪若丸を作ってというふうな2つの品種を作っている方で、今年雪若丸の品質が落ちなかつた要因も、少し分析しなければならないと思っております。特別な栽培管理があるのか、その辺も含めて、そういうふうな農家さんから情報を教えていただいて、ほかの農家さんに、例えば雪若丸を栽培するに当たっても、やっぱりこういうふうな栽培のポイントとか注意点とか、その辺も情報を共有していかなければ、雪若丸にしても品質は落ちてくると思われますので、その辺の考え方も一つお願いしたいと思います。

町長 その点につきましては、農業振興課長より答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 まず初めに、はえぬきと雪若丸の品種特性であります、まず、はえぬきについては、高温耐性、高温に強いかというふうになりますと、中ぐらいというふうな評価がされております。雪若丸については、高温耐性がやや強いと、やや強というふうな位置づけの品種特性になっております。

あと県のほうで分析をして、データを解析してというふうな発表がありましたけれども、そちらの中で、多分品種の特性の中で登熟時期が若干違うとか、登熟時期の高温を避けられれば、心白、腹白、背白、そちらは回避できるのかなというふうに思っているところなんですが、そちらも解析を待ちまして、マニュアルがどういうふうに出来上がってくるかによって、対応をしていきたいというふうに考えているところであります。

3番 ぜひソフト面の対策、今いろいろ答弁があったんですけども、そういうふうな内容で、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、ハード面の対策も当然必要かなと思っております。今年度雨が降らなかつたということで、河川の水位が低下して、水路、田んぼへかける水路がなかなか水が来ないというふうな問題もあったと思います。

答弁書にありました、頭首工付近のしゅんせつですか。これもぜひ県管理の川、河川が大分多くなっておりまして、勝手にしゅんせつできないというふうな問題もありますので、ぜひその辺は積極的に県に要望してお願いをしていただきたいと思います。

次に、園芸作物について少しお聞きいたします。

トマト、あるいはアスパラガスに関しましては、かん水設備が整っているのかなと思っております。キュウリに関しましては、以前はかん水設備はないような圃場が多いのかなと思っておりますけれども、今現在のキュウリの圃場のかん水設備の状況について、少し教えていただきたいと思います。現状どうなっているのか、教えていただきたいと思います。

町長 河川のしゅんせつについては、一般的なしゅんせつというふうなことに県の場合だとなるというふうに思います。やはり農業用施設がございますと、農業保養施設というふうなことで、県のほうでもすみ分けしているものですから、頭首工付近に関しましては、やはり農業者の受益者が管理するという形になるかと思うんですが、全体的な頭首工から上流部分であったり、そういったものについては、ある程度しゅんせつをすることで、全体的な水量を確保することもできるのかなというふうに思っておりますので、その分については、県のほうに、県の河川課のほうに町としても要望しているところでございますが、やはり令和2年に置賜のほうで災害になった関係で、県のほうの河川としても、置賜のほうに予算を注力しているというふうなことがありますので、引き続き、町のほうとしても要望してまいります。

トマトのかんがいの状況については、農業振興課長より説明をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 キュウリの状況によりますけれども、かんがい用のいろんな設備が整っていないということなんですが、中には点滴チューブを設置しまして、エンジンポンプで水を上げて、点滴チューブで各畠場に水をかん水するというやり方と、あとはエンジンポンプで上げたものを、そのまま圃場に水をどんどん流してしまうというやり方と、あとは水口から水をどんどん入れるというふうなやり方とか、いろいろあるんですが、やはり水路に近くない圃場であったりしますと、なかなかそれができませんので、タンクに水をくんで散水しているというふうな状況があります。

いずれにしましても、その水を給水したほうが、必ずその作物が育ちやすいというふうな状況がありますので、答弁にもありましたとおり、町単独の事業で支援をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

3番 最後になりますけれども、今年いろんな農家さんで苦しんだこと、こういうふうなことをすればよかったなというふうな、それぞれの農家さんの思いを多分持っていると思います。その辺の声を聞き取りながら、次年度の作付へ結びつけられるようにですけれども、それぞれの農家さんの声を聞いて、その声を町で行えるものは町で、あるいは県・国等々へ積極的に声が直接届くような要望活動をぜひよろしくお願ひ、私から改めてお願ひします。

これをもちまして、私の質問を終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 以上をもって荒澤広光議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩といたします。

午後0時04分 休憩

午後1時00分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けいたします。7番奥山謙三議員。

7番 それでは、通告書に従い一般質問を行いたいと思います。

(1) 「中学校校舎移転のロードマップは」と題して行います。

中学校校舎は築40年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。第7次町総合発展計画では、老朽化が進む中学校校舎の移転改築に係る検討を進め、方針を示しますと記載されています。

現在の小学校校舎を活用、あるいは小学校に隣接することが考えられます。移転改築は義務教育学校、併設型小学校・中学校にするのかについても検討事項に入ってくると考えます。町の教育の在り方について重要な節目になり、町民の関心は非常に高いと感じています。完成までのロードマップと、多様な意見を取り入れるための検討委員会等の組織はどのように進めるのか、検討経過については町民への提供は行うのか、パブリックコメントは求めていくのか、質問します。

(2) 「法定外公共物の維持管理について」。

平成12年4月1日の地方分権一括法施行により、国の法定外公共物は市町村が所有者となり、財産管理・機能管理をすることになりました。本町でも平成15年3月18日付で、町法定外公共物管理条例が施行され、第1条に、適正な利用及び管理に関し、必要な事項を定めるものとあります。

町における法定外公共物に該当する道路法の適用を受けない道路、河川法の適用または準用を受けない河川並びに溝渠、水路、池沼、ため池及びこれらに類するもの、附属する工作物、物件及び施設とありますが、町で管理している具体的な法定外公共物はどのようなものがあるのか、また、その管理はどうしているのか、お聞きします。

町長 それでは、7番奥山謙三議員の「中学校校舎移転のロードマップは」についてのご質問にお答えします。

現在の舟形中学校は、昭和57年に建築され、40年が経過しております。校舎の劣化度調査や建物評価を踏まえた舟形中学校の個別施設計画では、目標使用年数を80年としておりますが、近年は設備の修繕などを実施しながら機能維持に努め、長寿命化を図っているところであります。

舟形中学校について、第7次舟形町総合発展計画では、移転の検討を進めるとし、令和3年3月定例会においても大規模改修工事は行わず、将来的に移転する方針を示したところであります。

また、移転後の教育環境については、子供たちを最優先に考え、舟形町に合った方法をしつかり検討していってほしいと、教育委員会に指示をしているところであります。

移転については、小・中一緒の義務教育学校にするか、隣接型の中学校にするかで、検討事項も変わってきますが、総合的かつ計画的に進めるため、保・小・中の保護者や、小・中の先生方、地域の方々も対象とした検討委員会などを設置し、丁寧な協議を重ね、判断についてはパブリックコメントの実施状況等を踏まえるなど、合意形成が必要であると考えております。

また、広報誌やお便りなどで広く町民に情報提供をしていく中で、ご意見をいただく場面も出てくるかと思います。

移転新築までの工程につきましては、用地の選定や小学校周辺のグラウンドデザイン、跡地利用の検討もございますが、検討委員会などの協議を経て基本構想・基本計画の策定、その後基本設計及び実施設計、用地取得を進め、校舎・体育館・グラウンド・外構の工事になろうかと思います。

建築資材の調達遅延や建設業界の働き方改革などの外部的影響もあろうかと思いますが、一般的には基本計画の策定から六、七年で開校を迎えると考えております。

いずれにしましても、教育委員会及び学校運営協議会による検討や、町民の意見を取り入れるためのパブリックコメントを含めた対応も、今後の工程の中に入れられるよう検討するとともに、町の財政状況も見極めながら、教育環境の整備を進めてまいりたいと思います。

次に、「法定外公共物の維持管理について」のご質問にお答えします。

法定外公共物は、道路法や河川法などの法律によって管理方法などが定められている公共物、いわゆる法定公共物に対して、里道や水路など、適用される法律がないものをいいます。

もともとは、県が国から委任され財産管理を行っておりましたが、いわゆる地方分権一括法の施行に伴い、国有財産特別措置法の一部が改正され、平成14年度から平成17年度にかけて町に譲与されました。

最初に、町で管理している具体的な法定外公共物についてですが、法定外公共物は、地籍図をベースに1筆ごと管理しております。統計を取っておりませんので、筆数は概数での提示となりますですが、全部で約5,000筆あり、内訳は、里道が1,300筆、水路が約3,700筆、ほとんどは農作業用道路、農業用用排水路と見ております。

次に、法定外公共物の管理についてですが、法定外公共物の管理は「財産管理」と「機能管理」の2つの要素があります。

「財産管理」は、不動産としての土地の財産上の管理で、用途廃止、境界確認、譲渡であり、町が担っております。

「機能管理」は、維持修繕、清掃等、使用に支障がないよう管理することで、これは、譲渡以前から使用者で行っており、譲渡後も変わらず使用者で行っています。具体的な例では、農作業用道路や農業用用排水路の管理で、これらは使用者である水路組合、圃場整備組合が管理しております。そのほか、占用などの許可や違法行為に対する監督処分等は町で行っております。

7番 これから再質問を行っていくわけですけれども、非常に細かいところの質問が多々あると思います。そういうときに、町長が全て分かっていればいいわけですけれども、なかなかそうはいかないと思いますので、各担当のほうからの答弁につきましても、よろしくお願いをしたいと思います。

まず最初に、基本的なところから質問を行っていきたいと思います。今の小学校6年生、平成23年度から令和5年度現在までの状況、令和5年度につきましては、現在までの状況でよいので、まずは人数を、各年度ごとの人数を教えていただきたいと思います。

町長 その点については、教育委員会より説明をさせていただきたいと思います。

教育課長 ただいまご質問にあった小学校6年生以下の人数になりますけれども、手元にあるのは、申し訳ございません、平成25年からの数字になりますけれども申し上げたいと思います。各年ごと申し上げます。

平成25年が487名、小学校……6年生だけですか。

議長 暫時休憩します。

午後1時12分 休憩

午後1時13分 再開

議長 会議を再開します。

教育課長 ただいまご質問にありました6年生の人数だけは、ちょっと押さえてございませんでした。そこから下でいいですか。そこから下ですと、6年生以下の全員、全子供の数になりますけれども、1年生から6年生まででよろしいですか。

ということで小学生の数になりますけれども、平成25年度については265名、26年度については272名、27年度については274名、28年度については262名、29年度が246名、30年度が233名、元年度が225名、令和2年度が215名、令和3年度が199名、4年度が194名、今年度が193名でございます。

以上です。

7番 なぜ1年ごとのということでしたのかといいますと、これから学級編制を考えていく上で、複式学級ですか、これも出てくるのかなというところで、ちょっと確認したかったんでした。

というのは、今まで山形県では「さんさん」プランで33名ですか。そこら辺の人数であれば1学年ということで、1クラスというふうにしておるようですけれども、何か16人以下になると複式学級というふうなことが考えられるということが、私が勉強したられてきたので、この辺ちょっと各1年ごとの人数を聞いて、複式学級が今後発生するのか、これをちょっと確認したかったんでした。その辺について、もし今後複式学級ですか、これが発生するのか、お聞きしたいと思います。

町長 その件につきましては、教育委員会より説明をさせていただきます。

教育課長 ただいまご質問にあった複式学級の可能性についてでございます。お答えします。

まず、複式学級については、今、奥山議員もおっしゃられましたけれども、公立学校の学級の規模と教職員の定数について規定されている義務標準法という法律の3条に、複式学級の定義が規定されておりまして、小学校の複式学級については、例えば1年生を含む場合と、1年生を含まない場合があるんですけれども、1年生を含む場合には8人となってございます。

例えば、2年生が5人、1年生が3人の場合には複式学級になると、8名以下ということがあります。もう一つ1年生を含まない場合、16人以下という場合については、2年生が5人で、3年生が12人いた場合には複式にはならないということでございます。これは飛んだ場合の6年生と2年生の組合せでも16人以下だと複式学級になるということがございます。

そういうところからいきますと、今年度まで生まれている児童については17人以上生まれてございますので、今のところ複式学級の可能性はないというふうに言えます。

以上です。

7番 小中一貫教育にはということで、この義務教育学校、あとは隣接型小中一貫型というような形態があるわけですけれども、それぞれのメリット・デメリットをお聞きしたいと思います。

町長 その点につきましても、教育委員会より答弁をさせていただきたいと思います。

教育長 今、一貫教育、一貫義務教育学校のメリット・デメリットということなんですが、まず初めに、義務教育学校の形態というふうなものがありまして、今現在、戸沢学園でいいますと、教育課程が6年・3年に分かれています。議員さんが、文教常任委員の皆さんと、閣上とかあと色麻学園とかいったところについては4・3・2です。そのほかに5・4というふうな分け方があります。

メリット・デメリットというんですが、昨年、新庄の高野教育長さんのお計らいをいただいて、萩野学園、明倫学園のお話を教育委員が伺ってお話を聞いてきました。

検証という書類があったんですが、検証のメンバーを見ますと、新庄市の教育行政の方のメンバーだったんです。ですので、悪いことはなかなかなくて、大変いいことなんだろうなというふうな印象を受けて帰ってきています。

ただ、帰った中で、私どもが教育委員会として考えていることが、今、教育行政は大変過渡期にあるのかなというふうに思っています。前に5月に、議会報の中で「一貫教育の展望」というふうなところで議員さんの中で一貫教育かというふうな、一般町民の質問があって、こういうのでというようなことで、教育委員会でどう考えているのかというような話あったんです。

その中で、やっぱり教育行政の情勢を踏まえて今検討していますというふうなお話をしています。内容的には、ちょっと話が長くなってよろしいでしょうか。

例えば、部活動の地域移行というようなことがあります。それと、小学校5・6年生の教科担任制というふうな話もあります。これはいずれも、中学校については義務教育学校の課題が中1ギャップの解消というふうなことがあります。小学校から中学校へのスムーズな移行をするために、6・3を4・3・2というふうな教育課程の区割りをしてというようなスムーズに流れることができます。

ただ、6・3については、やはり小学校6年生としての、6年生がリーダーシップを経験するというふうなこともあります。デメリットとして、いわゆる中1ギャップという、今まで小学校がクラス担任から教科担任に変わる中で、勉強の形態が変わり、それについていけなくて不登校になったりしている。それに部活動についても、先輩後輩のそういう形態の中でついていけない子供が出てきているという、そんないろんな形態がありますので、今現在、デメリット・メリットについて、教育委員会委員で今勉強しているという状況です。

7番 今の新庄が例として出てきているので、私が知っている範囲では、萩野学園については、義務教育学校になると校長が1人というような形になるということ。そして、萩野学園自体はさほど人数も多くないと。ところが明倫学園については600人ほどいるんだそうです。そうすると、目配りができないというようなことで、非常に困っているというふうな話を聞いてきたところがありました。

やはり学校というか、子供たちの人数によって義務教育がいいのか、一貫型がいいのかというようなところが、ちょっと検討の材料になってくるのかなという気はしますけれども、大きくなれば、やっぱりどうしても目配りが少なくなってしまうというところで、問題になっているというふうな話の提供をしておきたいと思います。

次に、舟形町に合った方法を検討するように教育委員会に指示するというふうなことが回答にあったんですけども、今後の具体的なスケジュールを少し教えていただきたいと思います。検討するための委員会のスケジュール、これについてちょっと教えていただきたいと思います。

町長 その件につきましても、教育委員会より答弁をさせていただきたいと思います。

教育長 ここではっきりスケジュールというふうなことは申し上げにくいのですが、今、町長のほうからも指示されているのが、まず、どういう学校が必要なんだと。今現在その方針としては、小学校があるところの近接型というふうなことでは方針は決まっています。ただ、学校の形態について、義務教育学校にするのか、そして小学校、中学校にするのかというふうな課題があるというふうに思っています。

そこをもう少し掘り下げて、教育委員の中で検討していきたいと。その判断をする仕方については、ある程度絞り込まれた中で、答弁書にもあるとおり、学校運営協議会やPTAの方や、そういった方々に話をする。さらにはパブリックコメントというご意見もいただいておりますので、そういったことも含めて検討してまいりたいというふうに思っています。

7番 そうしますと、回答の中では、基本計画の策定から六、七年で開校ということなので、その前の段階を考えていくと、もう10年以上かかるというようなことで、そういうふうな時間が必要だというようなことの理解でよろしいんですか。

町長 その件につきましても、教育委員会より答弁をさせていただきたいと思います。

教育長 今の段階では、できるだけ早く方針を決めたいというふうに思っています。

7番 後からまた質問しますけれども、やっぱり早めに進めるというふうなことの意味は、この答弁書にもありますけれども、資材高騰というような問題もあるわけです。

萩野学園が35億円でできたそうです。ところが明倫学園は65億円と、一番の主な原因は何だと聞いたら、資材高騰と、あと人件費の高騰もあろうかというふうに思いますが、差があるということの想定は、なかなか今の段階ではできにくいことを考えていくと、もっともっと

高騰していくということを考えていくと、やっぱり移転するということがもう決まっているんであれば、早め早めに進めていかないと、まして小規模な財政規模の中で造るわけですから、機会を逸してしまうような感じがするんです。この辺についてもう一度答弁をお願いいたします。

町長 その点についても、教育委員会に答弁させていただきたいと思います。

教育長 繰り返しになるかと思いますが、今大変過渡期かなというふうに思っています。先ほど申し上げたとおり、部活動の地域移行とか、小学校高学年の教科担任制とか、そういった学校の体質的なところでの考え方が今少し変わりつつあるのかなというふうに思っています。そういう情勢も踏まえて見極めながら、早めに検討、方針を出していきたいというふうに考えております。

7番 あと、ちょっと移転が想定されている場所の件なんですけれども、すごい心配されるのは、個人売買等による虫食い状態になることがあるんじゃないかなというふうに思っています。実際造ろうとしたときには、あちこちが買収されていて、町が想定しているような用地の確保ができないというふうなことが想定されるわけですけれども、この点について歯止めというのはできないわけですけれども、これについては心配はしていないのか、お聞きしたいと思います。

町長 7番議員さんのおっしゃるとおりで、私も同様の懸念を教育委員会のほうに申し上げたところでございます。

やはり一部、その方は我々のほうにも気を遣っていただいて、学校を建設する上で支障のないような形で、お互い協議しながら宅地造成をされた方がいらっしゃいます。というふうなことで、そういうことで、ハリヨ地区に宅地が乱立するというふうなことになりますと、学校の施設が十分なものにできないだろうというふうな思いもありますし、また一方で、宅地造成をしまして、15区画のうち3区画「ひだまり」の退出者用のところが残っているだけで、また宅地造成を望む声も多くあります。

そういう形で、町の計画にも支障を来すというふうなこともありますので、できる限り子供たちにとって一番いいような、教育の在り方というふうなものを早めに示していただいて、それに必要な面積なりというものを確保した上で、町としましてもある程度規制をかけながら、開発というふうなものも進めていかなければいけないというふうなことも、今7番議員さんがおっしゃられた懸念を持っておりますので、教育委員会と連携しながらですね。

ただ、やはり我々のトップダウンで、そのことでこういう方式に決めたというふうなことは、これはまずいというふうに思いますので、そこは丁寧にしながらも、方針だけは早めに出していただいて、希望を早めに出せるように努力をしてまいりたいというふうに思います。

7番 ゼひ子供たちが望むような学校の建設をお願いしたいなというふうに思います。

次ですけれども、この建築に当たって当然経費がかかるわけです。この経費について、国・県から建設全体のやつを100にすれば何割ぐらいの補填があるのか。国については、交付税算入になってくるのかなというふうに思いますが、最終的にはどの程度の補助があるのか、お聞きしたいと思います。

町長 国の補助率等については教育委員会から、そして補助残の起債等については、財政のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

教育課長 ただいまご質問にあった学校建設の際の国の補助になりますけれども、公立学校の施設整備に対しての国の補助がございまして、一般的には3分の1ないし、統合等による増築に対しては2分の1という有利な補助等があります。

大規模改修であったり、いろいろな施設、武道場であったり、太陽光発電であったり、防災機能強化という部分での補助率のかさ上げもありまして、一概には言えないんですけれども、3分の1ないし2分の1の事業で、国からの補助があるということでございます。

以上です。

財政担当課長補佐 それでは、私のほうから補助残の財源についてご説明させていただきます。

今のところ補助残の経費につきましては起債の活用を考えております。学校建設に使える起債としましては、学校教育施設等整備事業債というのがあるんですけども、そちらのほうは充当率が90%ということで、ちょっと起債の戻りが少ないものですから、基本的には過疎対策事業債ということで、充当率100%交付税算入率70%の過疎債のほうを充当して計画する予定でございます。

以上です。

7番 次に、答弁の中で最後のくだりのところに、「町の財政状況も見極めながら」というふうな文言がありますけれども、この財政状況を見極めるというのは、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。

町長 できれば、私、個人的には、文科省に強い遠藤先生とつながりのあるうちに、有利なことをやりたいなというふうには思っておるんですが、いかんせん、やはり財政的なことというふうなこともあります。1つは、町の償還のピークであったり、そういったもろもろの財政状況というのもありますし、現在、学校建築に向けて公共施設整備基金というふうなものも積み立てております。その残高については財政のほうで分かることと思います。

少なくとも、あまり起債に頼ってしまうと、同じように償還がまた出てくるというふうなことがありますので、公債費比率ナンバーワンはよろしくないというふうな、議会からのお言葉もありましたので、できる限り健全な財政を堅持できるように、基金の活用もしながら鋭意やっていきたいというふうに思っているところでございます。

公共施設整備基金については、財政のほうから答弁をさせていただきます。

財政担当課長補佐 それでは、私のほうから基金のほうの状況をお伝えしたいと思います。

公共施設の整備基金につきましては、4年度末現在で9億8,865万1,000円の残高がございました。当初予算額で6月の補正で積立てもしておりますが、12月これから補正予算の計上もありますけれども、それを踏まえますと、見込みとしては10億4,136万円の残高を見込んでいるところでございます。

なお、財政計画上、起債の実質公債比率、将来負担比率も、今後の推計を立てておりますけれども、そちらの推計についても、一応中学校建築については3か年程度で分割して発注して起債を借りるというようなことで推計のほうは立てて、財政計画を立てているところでございます。

以上です。

7番 なるべく起債等を起こさないでというようなことは無理にしても、金額を減らすためには、今あるふるさと納税を活用しながら、やっぱり基金を積み立てていくというようなことも必要であるというふうに思いますので、基金の積立てのほうを頑張っていただきたいというふうに思います。

次ですけれども、時間等ありませんので、法定外公共物のほうに移りたいと思います。

ほとんどがこの里道、水路というふうなことで、農業に関する道路なり、用排水路というようなことでありますが、農地・水等で補助金をもらいながら、この道路なり水路等の維持管理しているところはいいわけですけれども、農地・水等保全活動をやっていないところについての法令の、町からのそういうふうな修繕するときの道路なり用排水路を修繕する場合等の支援というようなものはないんでしょうか。

町長 県が国から委託されて管理しているときも、その維持機能を保全するための補助金とか支援策はありませんので、町としてもそういったものはございません。

7番 今回、こういうような質問をしたという背景には、やはり町内会というか、維持していくための管理者、要するに水路組合なり圃場組合、この辺がかなり高齢化なり、あと離農というふうな形に進んでいる関係で、維持していくために非常に難儀しているんじゃないかなというふうに思うわけです。そういったところの相談等というものが全然ないのか、ここら辺についてもお聞きしたいと思います。

町長 相談内容について、もしあれば後で地域整備課長のほうから答弁させていただきますが、舟形町内のある町内会長さんが、町で管理する里道を我々通るので、舗装してくださいというふうに言われたんですが、それは管理のという認識が違うと。必要であれば、あなた方の町内会のほうで地域協働事業であったり、そういったもので対応していただきたいと。我々として全ての法定外公共物を管理することは、県が管理していたときから、それは無理だっ

たので、それをしてることはできませんというふうなことでお話をしているところでございます。

相談会とかがあれば、ちょっと地域整備課長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

地域整備課長 法定外公共物の管理について、地域から、高齢化でもう管理ができないとかというご相談については、今のところは来ていないという状況です。災害とかがあれば、何か対策、農道とか水路の災害とかが発生すれば災害復旧事業が該当するかというふうなことで、問合せはあるんですけども、一般の維持管理では、今のところは町のほうに問合せが来ている案件はありません。

7番 最後になろうかというふうに思いますが、直接支援はないというふうな答弁であります、私からすれば、農道等の維持管理のための砂利等を、町で支援しているんじゃないかなというふうに思っていますが、この辺については、引き続き支援をお願いしたいなというふうにお願いをして、私の一般質問を終わります。

議長 以上をもちまして、奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、2番叶内昌樹議員。

2番 それでは、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

主題といたしまして、(1)「今後の流雪溝の計画は」と、(2)の「車社会地域にライドシェアサービスを」という出題で質問させていただきます。

1つ目といたしまして、「今後の流雪溝の計画は」。

現在、第三町内会ハリヨ地区においては、宅地造成を行い、子育て支援及び若者定住のための住環境整備により大変多くの若い子育て世代が定住して、魅力的な子育ての環境かと思われます。

さて、舟形本町通りにおいて、通常は農業用水路である大堰からの水量を確保し、流雪溝として利用しております。用水路では、流雪溝の活用はもちろんのこと、防火用水、生活用水などに活用されていると思いますが、宅地造成計画の際に、大堰の水路を活用する計画はなかったのか、お伺いいたします。

宅地が増えることにより、排雪場所に苦労しているようですが、ハリヨ地区のみならずとも、流雪溝があったらという思いは、全町民の心にあるのではないでしょうか。

今後の流雪溝の計画について町長にお伺いいたします。

続きまして、「車社会地域にライドシェアサービスを」。

私は以前から何をするにも移動手段がないと生活が困難な地域でもあり、地域の交通網の不便さをどうにか解消することができないものかと考えておりました。

町においては、公共交通の手段としてデマンドタクシーを導入しているわけですが、車を生活で活用する地域の方々が協力し合い、移動困難な方への支援ができないものかと考えていました。

しかしながら最も不安視や問題視されてしまうのが、安全面やトラブル対応であり、世論としても反対論が根強くあるかと思われます。地域において移動手段として車を活用している環境であることから、登録制や安全管理者等も考慮しながら、乗せたい人と乗りたい人をつなぐアプリ等を使ったライドシェアサービスは非常に役に立つのではないかと思うのですが、見解について町長にお伺いいたします。

町長 それでは、2番叶内昌樹議員の「今後の流雪溝の計画は」についてのご質問にお答えします。

ご質問のハリヨ地区の宅地造成に係る大堰の活用については、大堰からの新たな取水は、既存流雪溝の水量不足を招くおそれがあり、利用者間での合意形成が困難と判断され、検討はしておりません。

今後の流雪溝の計画については、平成15年度に流雪溝の整備構想をまとめておりますが、新規の整備は、水源、雪詰まり、排出先の河川の状況、受益者負担、維持管理、利用者の合意形成など課題が多く実現が難しいため、既存の流雪溝や水路の改修等を行っているところであります。

町では、玄関除雪や雪下ろし等の負担軽減のため、消融雪設備の導入を推進しており、昨年度までは、新築への設置が補助金の交付対象でしたが、今年度からは既存住宅への設置も補助対象とし、多くの方が取り組める制度に改正をしております。補助金は、設置に要した費用の50%で、新築では100万円、リフォームでは70万円を上限に交付いたします。ぜひ活用していただきたいと思います。

次に、「車社会地域にライドシェアサービスを」についてのご質問にお答えします。

当町では、平成30年度から新たな地域公共交通として、デマンド型乗合タクシーの運行をスタートさせました。自宅までの送迎が可能になった取組は、利用者の負担も軽減し、主に通院や買物にご利用いただいております。特に、県立新庄病院を目的地とした町外便は、利用者からの要望に応え、令和4年度から午後便を増便し、利便性の向上が図られております。

ライドシェアは、一般の人が他人の需要に応じて自動車を使って有料で人を運ぶ行為です。この行為は、道路運送法の旅客自動車運送事業に該当し、道路運送法に違反する行為となります。

現在、国では法律を変えて解禁しようとする動きがありますが、運転手の経験不足による事故や、安全基準を満たしていない車両の使用、乗客の安全を脅かす行為など、安全に対するリスクや民間事業者への影響などが問題点として上げられております。

ライドシェアについては、道路運送法が令和2年に改正され、市町村やNPO法人等が実施主体となる自家用有償旅客運送において、バスやタクシーの事業者の協力による事業者協力型自家用有償旅客運送制度が創設されました。概要としましては、事業者が予約や配車及び運行ルート設定などの運行管理と車両整備管理などを行い、住民がドライバーとなって実施主体が使用権限を有する自家用自動車を運転するもので、全国では9つの自治体が取り組んでおります。

富山県朝日町の例では、住民は自車とともにドライバーの登録を行っております。ドライバーの事情による運行の休止や事前予約など、利用者側の負担感もあるようですが、既存の民間タクシーや町営バス運行の補完的な役割として取り組んでおります。

さきにもお答えしたように、当町においては、町内タクシー事業者によるデマンド型乗合タクシーを展開し、移動手段にお困りの方の需要に対応しております。今年度においては、利用者とタクシー事業者の利便性の向上を図るため、デマンド型乗合タクシーの予約管理システムの構築に着手し、来年度からのスタートを目指しております。そのようなことから、引き続き利用状況や要望を判断しながら、運行時間の変更や増便などにより対応してまいりたいと考えております。

ライドシェアについては、国や他自治体の動向を注視するとともに、タクシー事業者による運行の状況も判断しながら、当町の実情に合った地域公共交通の取組を検討してまいります。

2番 ありがとうございます。幾つか質問させていただきます。

まず、最初の流雪溝の計画案についてでありますけれども、現在、ハリヨ地区の宅地造成によって、若い世代が住み続けてきているわけですけれども、やはり以前だと除雪の時間帯が遅いとかという課題がありますけれども、その点は何か解決したようあります。

ただ、今回ちょっと町民のほうから言わされたことが、やはり住宅地が増えることによって隣が狭まって、除雪が来たとしても雪の捨て場所が困ると。困るというのは、やはり若い世代でありますし、勤務体制がばらばらであったり、例えば消防職員だったり、介護系の方というのが夜中に帰ってきたり、やっぱり早朝に出かけたりというようなことも聞いて、この上に大堰があるんですけれども、そういうのを活用できないのかなというふうなことを聞かれたので、ちょっと私、質問してみようかなと思ってしているんですけれども。

やはり、そういう方が夜帰ってきて、機械を持っていても機械も使えない、エンジンもかけられないという中で、結局手作業で駐車場に入るまでしているらしいんですけども、そこに流雪溝とか、そういう便利なものがあればなという声があったので、そういう計画書がないのかなと思って聞いたんですけども、この大堰の利用、今現在しているその利用組合は、大堰に関してはどのくらいあるのか、教えてください。

町長 大堰を使った流雪溝については2つございまして、本町通りの流雪溝が1つと、それから平沢川を渡って駅前のはうでやっています駅前のはうの流雪溝というふうなことで2つございます。

やはり、流雪溝にとって大事なのは、水量というふうなものが大事でありますし、また、末端というふうな部分の排出先というふうなことも重要でございますので、そこら辺は今後検討していただければと思います。

2番 本町通りにしても流雪溝があることによって、やっぱり末端の小国川に行くときに、やはり雪詰まり等のことはありますけれども、水量的にはもうかなりな水量が流れております、やっぱり本町通りの方にとっては、すごくやっぱり便利で、ここ雪国なのかなと思うぐらい家の前には雪がない状況があります。

舟形町全体にとっては、やっぱりその水量、大堰にしてもほかのものについても、水量というものが重要だと思いますけれども、先ほど新規に流雪溝という形ではなく、既存の流雪溝を整備するというような答弁がありますけれども、今後課題になっている流雪溝、舟形全体的なものを見まして、どの程度これから改修をしていくのか、お聞きします。

町長 基本的には、流雪溝といわれるものは、野、長沢、それから舟形本町に2つ、紫山、あとは堀内の洲崎地区というふうな6つの流雪溝があるかというふうに認識しておりますけれども、やはりその水路が老朽化した場合についてのみ更新という形になるかというふうに思っております。

2番 老朽化してということで、今現在ではそういう修正箇所はないという認識でよろしいでしょうか。

町長 舟形本町のはうについては、改修工事がようやく終わりましたので、今のところ一番古いので、多分紫山が古いのかなというふうに思いますが、紫山の県道であった町道の水路の状況等によって、まずは中身を見てみなければ分かりませんけれども、次、解消すると紫山というふうな形になるかというふうには思います。

2番 紫山の三光堰のはうの水量的なものが、何か三光堰自体はいっぱい流れているのに、やっぱり、紫山の水路にはあまり流れていないのかなということを感じますけれども、その点の水量の確保というのは、どういうふうな基準というか、その管理、紫山の管理事業者等の判断でその水量とかを決めているのか、その点どういうふうな関わり方で水量の確保がなされているんでしょうか。

町長 その点については、冬期間来る、基本的には三光堰も全て冬期間は原則的には頭首工を閉じなければいけないというふうなことで、水利としてのものはないんですが、山腹水路とか、その他途中から入る水を利用しながらやっているというふうな形になるかと思います。

そうした場合にでも決まった量というふうなものはなく、紫山にしろ、舟形本町にしろ、基本的には必要な水量があるというふうなことではなく、今まで経験とお互いの水路の管理者との協定とか、信頼関係の中で水量を頂いているというふうなことでありますて、管理等については、流雪溝として利用している方々から管理をしていただいているというふうに思っているところです。

2番 流雪溝ではないでしようけれども、農業用水を使ったことについては、やっぱり冬期間は大変便利なものだと思います。それで、今回、その地域、宅地造成等に関わるときには、やはりいろんな課題が出てきて、なかなか困難だということでありましたけれども、先ほどの答弁の中に、玄関除雪や雪下ろし等の負担軽減のために消融雪設備の導入等をしていまして、それが新築への設置から、今年度から既存の住宅への設置というふうにありますけれども、このシステムというのは、どういうものの想定での、結局50%の補助的なものでありますけれども、どういうふうなシステムなんでしょうか。

町長 システム的には様々あるというふうに思っていますし、このシステムでないと駄目だというふうなことも申し上げているところではございません。やはり若い世代のハリヨのほうの宅地に新築された方を見ますと、再生エネルギーとか、そういったものとかに関しましては、非常に積極的に取り組んでいるんですが、現在やっぱり若い方々が新しい家を建てられているというふうなことで、頑張れば除排雪ができるわけです。

ただ、年を取ったときのことを考えていないだらうなというふうな思いがございまして、やはり道路から玄関までのアプローチ部分というのは、散水してもよろしいでしょうし、散水できない場合については、不凍液を回すような無散水の形でもいいというふうに思いますし、屋根融雪についても、場合によっては可能な場合もあるかと思いますので、そういったところを、まず基本的にやっていただきたいというふうに思います。

また、民生児童委員の話の中でも、間口除雪というふうなものについては、非常に今協力者を探すのが厳しいというふうなことの声がありました。老老除雪というふうなことで、お年寄りが間口除雪しているというふうなことで、協力者を探すにも、建設業者さんについてはやっぱり手間のかかる一人一人に、妊婦さんがやるような除雪については引き受けてくれないというような話もございました。

そういうところを踏まえて、できる限りお年寄りの方々には、ぜひそういった装置をつけていただいて、冬も苦労なく何とか暮らしていただけるように、町のほうとして制度を改正しているものでありますので、ぜひ議員さんからも勧めていただければというふうに思います。

2番 今、町長が言われたとおり、若いのでパワーもあって、全然除雪に対しては何らかんら言うことはないと思いますけれども、やはり将来的なものとか、例えば旦那さんがいないとき

とか、除雪をする場合等もありますので、例えばそこに住み続ける場合に、絶対そういう局面的な部分に当たってくると思いますので、今後先ほどの一般質問でもありましたけれども、今後ハリヨ地区の中学校移転と、あとは宅地造成等が進む際には、やはりそういった課題点も、やっぱりこういう雪国という一つの課題を考えながら進めてほしいと思います。

そのハリヨ地区の方から言われたのは、小国川まで真っすぐだよねとか、大堰というか、そこから別に曲げなくても真っすぐ1本あればいいんじゃないとか、そういういろんな意見が出たんですけども、やはり今、既存の流雪溝、あとは水量の確保等も考えれば、なかなか難しいのかなと私は思っていますけれども、今後の進め方として、そういう雪国に建てる、若い世代が住むから、若いのでできるんじゃないというよりも、やはり雪というのは将来に、先に向けても絶対なくならないものなので、可能な限り今後、私もあれでけれども、町のほうでも、そういう今後宅地造成する場合のことについても、少し検討していただきたいと思いますけれども、その点よろしくお願ひしたいと思います。

それで、今仕事状況で、若くても雪をやっぱり投げられないというか、夜来て除雪できないということで、結局はこういう消融雪設備の導入とありますけれども、これもやっぱり50%のこととはいえ、やはり相当な金額がかかるわけです。

今、流雪溝を伴っている管理組合の、まず一軒一軒の冬期間、それとやっぱり1,000円から1,500円程度で、その利用ができるわけですので、やはり新築のときにすればいいとかではなくて、やはり今後の課題として、結局は負担が増えるということが一つありますので、できる限り住む人にとって利便性のいい取組をしてほしいと思いますけれども、その点について何かあれば一言。

町長 一般的に見ますと大堰から小国川まで1本だろうという話ですが、実際は、小国川まで出すには、県道の上を越えていかなければいけないというふうなこともありますし、実際は夫婦川に落ちるというふうなことになります。そうしたときに、その雪の処理が本当にできるのかどうかと。

私も職員時代に野の流雪溝の末端のところで、一日吹雪の中、その雪がつかえた処理のやつをやっておりましたし、紫山でも3回ほど、櫻坂のあの急な坂、勾配があったとしても、下が狐沢川だったと思うんですが、そこにつつかえてしまうと、下まで水が浸水するというふうなことがありますて、これはなかなか流雪溝が万能であるわけではなくて、その使い方とか、それを管理をしっかりする者、やはり下であふれていたとしても、上流の人たちは関係なくどんどん投げて、投げないでくださいという広報をしながら、それでもそれに気づかない人は投げてよこすというようなこともあります。決してそれで全てができるわけでもないというふうなことを、しっかりと認識していただいて進めていかなければいけないと思います。

舟形本町が1,000円とか1,500円という安さなんでしょうけれども、私どもの流雪溝は多分3,000円だったというふうに思うんですが、そういう状況もありますし、各地区の状況、さらには消流雪溝というふうなことで、国土交通省のほうでポンプアップしているようなものについては電気料金、さらにポンプの更新がなるときには、どうするんだろうというふうな話があるんですが、長沢の県道の部分については、県のほうで設置したポンプアップ型の流雪溝があるんですが、そこも県がやっていただいているので何とかなるんですが、やはりそういうことがない限りは、なかなか難しいだろうというふうに思います。

まずは、しっかりと今の制度上の中で、自分の雪は自分の敷地内でしっかりと解かせるよう、そういうものを整備していくことが、雪国の舟形町で住み続けられる最低条件だというふうなことを、若い世代のほうにもしっかりと伝えていきながら、年取ったときのことも考えてくださいというPRをしながら、今後とも住宅の造成とか、そういうことで進めてまいりたいというふうに思います。

2番 雪問題は毎年難しい課題が出てくると思いますけれども、若い世代にとっても、まず今在住の方にとっても、やはり住み続けられるようなまちづくりを考えていきたいと思います。

では、ここの1つ目の質問は終わりまして、次に移りたいと思います。

次に、車社会にライドシェアサービスをということでありますけれども、これは最近国会のほうでも審議されて話題になっていると思いますけれども、これは国内のみならず、海外のほうでは、もうどんどん進んでいますけれども、やはり問題点がもう山積しております。

昨日だったかのテレビでも、タイだかどこかの人が、もう13歳の子供にナイフで切りつけられるようなこと也有ったんですけども、やはり観光とか、そういう海外的なものを見ると、スケール的なものが全然違うんですけども、私が思うのは、地域住民が、まず昔だったら隣近所の人を買物に連れていくよとか、こういったときに、すごくスムーズに乗っていったものが、やっぱり社会情勢によって、自分の車に人を乗せるという行為が、幾ら近所であってもなかなか難しくなってきてるのかなと思っております。

今、舟形町ではデマンド乗合タクシーという形で運行しているわけですけれども、来年に向けて運行のデマンド型乗合タクシーの予約管理システムの構築について、ちょっとお伺いします。

この予約管理システムというのは、タクシー業務の方がシステムを持って運行状況を把握して、スムーズにお客さん対応ができるという取組のような気がしますけれども、それに伴って、例えば今は1週間前から前日の17時までの前日予約という形になっておりますけれども、この辺の解消等にはつながるシステムなんでしょうか。

町長 そこまで解消になればいいんですが、1つは、現在デマンド型乗合タクシーを運行している星川タクシーの運転手さんと社長夫人である奥さんと、電話予約があった段階で、ここの人、ここの人というふうなことで、何時便とか、どこまでというふうなことをメモしながら、長年の経験と知識で、一番遠くの人はどこなので、この家さ行って、次はこの家さ行ってというふうな運行表を頭の中で描けるんですが、お二人ともご高齢でありまして、やはりこれを、例えば若い人がというふうなことになってきたときに、どこどこの誰々と言われただけで、どこだか分からぬというふうなこともあります。

そういういたところを、そういうシステムを使えば、この次の、言葉は悪いんですが、社長たちがいなくなつた場合でも、そういういた運行が可能になるようにというふうなところで、システムを構築しているところでございます。

ただ一方で、利用者側については、電話をかけるという対応は、今のところ変わっておりませんので、そこには私の、私たちの思いもちょっとあったのかなと思うんですが、75歳以上、2,000人を超える舟形町の人がいらっしゃるんですが、その方々についてはデジタル難民と言われる75歳というふうなところがございまして、なかなかタブレットとか、そういうものをお渡ししても、なかなか使いこなせないのではないかというふうなところもございまして、今のところ電話のシステムというふうな形になっているかと思います。

スマホに変わるんだそうです。そのスマホでというふうな形にはなるんですが、できればもっと簡単にできる方法をつくっていきながら、やっていければというふうに思っているところです。

ただ、この間、IT地域協議会のほう、リングローさんの協議会のほうで、無印良品を展開している良品計画の方と同じテーブルになっていろいろお話ししたら、その方は多摩ニュータウンとか、昭和50年代とか、40年代の高度成長期にマンモス団地を造っていて、それが高齢化で廃墟のようにといいますか、そういう形になっているものを何とか再生をしたいということで取り組んでいるところなんだそうですが、その方に聞いたら、スマホは75歳以上の人でも70%の人は持っているんだそうです。何に使っているかというと、電話とLINEなんだそうです。

LINEは何に使っているかというと、孫の写真とか、孫との連絡に使っているというふうなことだそうです。そういう使い方もあるんだなというふうに、ちょっと感心したところで、そういうアプリとか、そういうもののなかで、もしかすると75歳以上の方でも、このデマンド型のアプリを入れて、使い方さえ、そこだけ覚えておけば、もう少し使い勝手がよくなるのかなというふうな思いもございまして、いずれにしましても、利用者側と、それからデマンドタクシーを運営している星川タクシーさんの両方に、WIN・WINの形になるように努めてまいりたいというふうに思っているところであります。

2番 タクシー業者の高齢化という面もありますけれども、今後そういった、今、町長が言われたLINEを使ったやつが、先ほどおっしゃった富山県朝日町の例を出しますと、住民同士の助け合いの気持ちを形にした公共交通として、移動の課題を持続的に解消するために、住民も参加した共助・共生型の公共サービスで、利用者はLINEを活用しての予約が可能であります。

ただ、この予約システムもやっぱり前日の5時までの予約システムでありますけれども、今現在、例えばこの間新聞にもありましたけれども、ライドシェアに関しての日本での取扱いが、今現在では厳しいという中で、白タク等ではありませんけれども、TNCサービス型という、一つのやり方もあります。

このTNC型サービスというのは、トランスポーテーション・ネットワーク・カンパニーというサービスでありますけれども、これは皆さんご存じかと思いますが、ウーバーイーツとか、そういうところで活用しているサービスであります。

もう目的地が鮮明に出てきて、そこまで行ってくださいというのは、情報システム上では今あります。LINEもありますけれども、そういう環境もありますので、例えば、それがまず、先ほど言った業者も中に入れながら民間も共有して、その安全面とかいろんなことを考えながら、多分さっきの年齢というか、タクシーの高齢化も考えていったときに、そういうやっぱり選択肢の一つがあってもいいのかなと。

だから、ライドシェアというのが特別いいと言っているんではなくて、やっぱり地域に合った共存社会の中で、ほとんどの町民が車を利用しているわけです。そういう際に、ちょっとした形で制限もかかると思いますけれども、やっぱり利用者側と使われる側がうまく、業者もうまく、お互いにいい視点で共存できればいいのかなと思いますけれども、そういった考えが一つありますけれども、その点についてはどういうお考えでしょうか。

町長 確かにそういう例もございまして、ただ福岡市での「みんなのウーバー」とかは、ちょっと情報提供料をウーバーイーツ側のほうで支払ったということによって、国交省から白タク営業だというふうなことで、中止命令を受けているようなこともございます。

やはり、どんな形が国の法律に抵触しない形でうまく回っていけるか、先ほど申し上げまして富山県の朝日町についても、1万人ぐらいの人口規模でありますと、やはり利用者とか、それを運行していただける人の数というのも、ある程度多いものだろうというふうに思っているところです。やはり、こういったものをつくっても、それを実際に自分の車で運行していただける人を確保しながらというのは、なかなか厳しいものもあるのかなというふうに思っているところです。

まずは、今現在の星川タクシーさんの民業という、タクシー本来の業務、あとデマンド型タクシーというふうなところがあるわけでございますけれども、やはりその中で、運転手さん

の問題等々もありますし、町としましてもデマンド型タクシーの利用が増えております。この12月議会でも星川タクシーさんへの委託料の増額をしております。これは、暗にやはり利用者が増えてきているということだと思います。

今まで、町営バスが走っている、同じ金額を利用者が増えたからということで委託料を増やすというのは、町民のためにはなっているのかなというふうに思っているところなんですが、やはりそれでも星川タクシーさんのパイが決まっていますので、そこを越えてというふうなところが、なかなかお願いできないというのも、我々のじくじたる思いもあるんですが、できる限りやはりワイン・ワインの関係をつくっていかなければいけませんので、その中でやはり町民の方の利便性というふうなものを、できるだけ確保していきながら、ただ第7次基本計画の発展計画の「子供たちが描いた未来予想図」の中には、自動運転の車が走っております。いずれ舟形町にも自動運転の車を走らせられるように、そちらのほうについても努力をしていきたいというふうに考えているところであります。

2番 時間もないでの、最後に1つだけ。

来年開校の農林専門職大学でありますけれども、今回の運行は新庄駅までとなっておりますけれども、この大学までのことも検討しているのか、お伺いします。

町長 大学までだと思います。

2番 じゃ、以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

議長 以上をもちまして、叶内昌樹議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、4番伊藤欽一議員。

4番 それでは、私から、さきに通告しておりました「第7次舟形町総合発展計画の達成度合い」について質問させていただきます。

舟形町長選挙が来年2月に予定されていますが、9月定例会で森町長は、3期目を目指すと出馬表明をされました。

森町長が「にぎやかな過疎地域」を目指しての思いを込め、第7次舟形町総合発展計画が令和2年度からおおむね10年間、短期アクションプランは5年間の計画で実施されています。

長期構想については「町の将来像」を実現するため、まちづくりの方向性を示し、短期アクションプランは長期構想の基本目標ごとに中期的視点に立って、「基本施策」を掲げています。実行に移すため「具体的の施策」の展開方針とともに目標指標を定め取り組んでいるわけでございます。

計画がスタートし、4年が経過しようとしていますが、森町長の現任期中の一般質問は今定例会が最後になります。そこで、現時点での基本目標7項目及び重点プロジェクト4項目について、達成度を町長に伺います。よろしくお願いします。

町長 それでは、4番伊藤欽一議員の「第7次舟形町総合発展計画の達成度は」についてのご質問にお答えします。

伊藤議員のご質問にもあるように、本計画は、7つの基本目標を柱とした長期構想と、基本的施策や具体的施策を4つの重点プロジェクトによる短期アクションプランにより構成されております。

ご質問の、現時点における基本目標7項目及び重点プロジェクト4項目についての達成度については、毎年2月頃に町民をはじめ、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等で構成する舟形町総合戦略推進会議において、成果と効果について検証を行っております。

年度途中でもあるため、現時点において今年度の実績の見込みが立たないものについては、令和4年度の実績を用いてお答えいたします。

初めに、基本目標1の「福祉健康 いつまでも元気で笑顔が溢れるまち」については、要介護認定率を令和6年度末まで20%未満に抑制するという目標を掲げております。保健、医療、福祉、介護が連携した地域包括ケアシステムの構築や、健康ポイント事業の継続、特定健診受診率の向上などの取組により、令和4年度の実績は18.5%で、今年9月末現在では18.04%となっており、達成度は高く、今後も目標の達成に向け各事業に取り組んでまいります。

次に、基本目標2の「教育文化 町の「宝」を守り育てるまち」については、小学校4年生から中学校3年生までのアンケート調査において、「舟形が好きだ」という回答について、80%という目標を掲げております。

これらについては、今年度のアンケートが今後実施されますので、令和4年度の実績を申し上げますと、学校や地域活動へのコロナの影響が大きかった中でも、日本一のおいしい給食食育推進事業や、わかあゆ塾、地元企業と連携したトライワークなどの取組により、回答項目の「好きだ」「どちらかといえば好きだ」という回答が、全ての学年において80%を超えております。コロナが落ち着いてきたことによる各種事業の再開や推進により、今後も子供たちの愛郷心を育んでまいります。

次に、基本目標3の「産業経済 地域の魅力・活力を生み出すまち」については、町内従業者数1,533人という現状値を維持することを目標としております。町内従業者数については、毎年1月1日時点の給与支払報告書提出者をカウントしているため、令和4年度の実績を申し上げますと、商工業活力アップ推進事業や、プレミアム商品券、事業所独自で販売するガンバルめがみちゃん商品券などの事業に取り組んでまいりましたが、1,444人と減少しております。これらについては、人口減少に伴う生産年齢人口の減少という社会的要因も大きいことから、各事業の推進と併せて、減少幅の抑制という考え方も必要になってくると感じております。

次に、目標4の「地域づくり つながり、支え合うまち」については、地域運営組織の設立について4組織の設立を目標としております。現状値においては組織数がゼロでしたが、集落支援員の配置や住民主体の地域づくり推進事業による町内会及び旧小学校区を対象とした地域づくりワークショップなどの取組により、現時点において堀内、富長、長沢の3地域において組織が構築され、活動が展開されていることから、目標に対する達成度は高いと判断しております。

次に、目標5の「防災安全 くらし・命を守るまち」については、自主防災組織率100%を目標に掲げております。新基準に基づくハザードマップの整備や、地域防災リーダーや防災士の育成などに取り組み、今年9月1日現在において、その組織率は97.8%となっております。人口の減少による担い手の不足など地域の実情を考慮すると、目標に対する達成度は高いと判断しております。

次に、目標6の「生活環境 快適なくらしを叶えるまち」については、人口の社会増減数（5年間の累計）を現状値である149人減から、110人減まで改善することを目標としております。WAKU WAKU WORKをはじめとした、おかえり！孫プロジェクト事業、新庄・最上ジモト大学との連携、子育て支援住宅の整備、定住促進団地（宅造）の整備などに取り組んできましたが、今年11月22日現在は163人の減となっております。社会増減数の減少が続く近年の状況を見ると、目標の達成度としては低いものの、来年4月からスタートする東北農林専門職大学の教職員及び学生の転入の見込みは、減少幅の改善を期待するものであります。

次に、基本目標7の「支える基盤 健全で持続可能な行財政運営」については、実質公債費比率を16%未満にすることを目標にしております。事業の重点化と計画的な実施及び国県補助事業の活用による起債発行額の抑制と交付税措置が高い起債種別を選択することにより、令和4年度決算では11.5%で、目標を達成しております。基本目標7については、各種事業に取り組む上で、それらを支える重要な基盤となる部分でもあることから、今後も引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

7つの基本目標における達成度については、ただいまお答えした内容となっております。

続いて、4つの重点プロジェクトについては、7つの基本目標の垣根を越えて取り組んでいくため、重点プロジェクトとしての目標は設定しておりませんが、重点プロジェクトを推進するために必要な各基本施策や具体的施策の取組状況によりお答えいたします。

なお、横断的な取組のため、さきにお答えした各基本目標に関係する事業との重複もございますので、ご理解願います。

初めに、「100歳元気プロジェクト」については、特定健診受診率や後発医薬品（ジェネリック）の普及率、認知症サポーター数など、目標に近づいているものや、達成しているものも

ある状況であります。また、いきいき100歳体操や介護予防教室、スポーツの振興など、世代に対応した健康づくりにも取り組んでおり、達成度は高いものと判断をしております。

次に、「少子化対策・子ども育成プロジェクト」については、少子化対策として、結婚サポートセンターの設置、最上広域婚活実行委員会への参加、結婚祝い金などにも取り組んでいるものの、若者の減少や結婚観の変化などの要因もあり、婚姻数が減少し、少子化につながるといった状況が続いております。一方で、出産・子育て応援交付金事業、デジタルを活用したICT教育事業、高校生までの医療費無償化、3歳児未満の保育料を最大で無償化とするのびのび子育てサポート給付金などの事業が推進され、子供の育成の充実が図られております。そのようなことから、当プロジェクトにおいては、少子化対策について、国の動向も注視しつつ、さらなる対策の検討が必要と感じております。

次に、「定住・移住プロジェクト」については、将来を担う子供たちが「舟形町に住みたい」と感じてもらえるように、地域に学び、地域を愛する教育の充実や、孫プロジェクト事業、宅地造成、民間アパート建築費への助成、東北農林専門職大学生及び教職員向けアパート建設への助成事業などを展開しており、プロジェクトは順調に推進されております。

最後に、「デジタルファーストプロジェクト」については、県内市町村に先立ち、デジタルファースト推進室を設置し、町デジタル化推進計画を策定いたしました。デジタルを活用したICT教育の推進や、もうかる農業を目指したスマート農業への取組、スマホ教室の展開、住民票のコンビニ交付、町広報誌等のデジタル配信による情報発信力の強化など、デジタルの活用により町民生活の利便性の向上や、行政サービスの向上が図られております。また、ホームページをより見やすく魅力的な内容に刷新した結果、全国広報コンクール2022のウェブサイト町村部門で特選に選ばれ、総務大臣賞と読売新聞社賞のダブル受賞となるなど、プロジェクトは順調に推進されております。

本計画の推進においては、少子高齢化、人口減少と向き合っていかなくてはなりません。少子高齢化、人口減少を課題としてではなく現状として捉え「先進的な少数社会」をつくっていくために、目標をしっかりと見据え、町民や職員と共に各事業に取り組んできたことは、目標の達成度とは別に大きな意義があるものと考えております。

来年度は5か年計画である短期アクションプランの最終年度に当たります。これまでの取組や実績、課題を検証し、次期短期アクションプランの策定により、各目標の達成とともに、まちの将来像である「住んでいる人が誇れるまちづくり「わくわく未来ふながた」」の実現を目指してまいります。

4番 ただいまは、大変詳細にご答弁いただきありがとうございます。

それでは、改めて再質問させていただきたいと思います。

7つの基本目標について、おおむね良好に事業が展開されているのではないかと評価するところではあります。そして4つのプロジェクトについて、100歳元気プロジェクトは、高齢化に伴い、健康寿命の延伸を進める観点からも重要であり、その達成度が高いことは、大変いいことだなというふうに思っているところであります。

また、デジタルファーストプロジェクトについて、デジタルの推進により多方面で活用され、町民や行政に大変有効に活用されているのではないかというふうに思っているところであります。特に株式会社リングローさんも、このプロジェクトに大いに寄与しているのではないかというふうに思っているところでございます。

そして、このリングローさんに関しては、長沢地区にとっては、住民の皆さんからも、そして子供たちを含め多くの皆さんから大変利用されているものであるというふうに、大変地元住民としてはうれしく思っているところでございます。

それぞれについて数値目標があるものに関しては、数値を示していただいて説明がございました。総じて良好な達成度になっているのではないかというふうに、私は評価したいと思いますが、一つ一つ詳しく説明していただきましたけれども、総合的に見て町長の判断はどのようなものか、お聞きしたいと思います。

町長 町民の皆さんと一緒につくり上げました第7次総合発展計画、そしてその目標値等についても、先ほど述べさせていただきましたが、ある程度の成果は得ているものというふうに思っています。やはり、それで達成したかというと、まだまだ目標値をさらに超えるようなことに取り組んでいかなければいけないというふうに思っているところです。

それは行政だけではやはりできないことありますし、本当に伊藤議員がおっしゃられるところりリングローさんなんかについては、先ほどの答弁でも申し上げましたが、リングローさんが展開する全国の集学校のＩＴ地域連携協定の協議会の会長もさせていただいているというふうな中で、様々な首長さんなり、様々な民間企業の方とお会いすることができます。

そうすると、新たな視点、うちのような小さな町ではできないだろうというようなことについても、先ほどありましたけれども、横浜D e N A球団を持っている、ベイスターズを持っているD e N Aさんの方との福祉分野のところがあるんですが、その中でも、ＩＴを活用した取組というものについても、非常に私どもの小さな町でも、それは大丈夫ですというお話を聞かせていただいたり、また、先ほども申し上げましたが、良品計画の無印良品の方についても、「ぜひ一度舟形に遊びに来てください」と「雪降って大変なんですよ」という話をさせていただいて、「暇を見て行きます」という話もいただいたんですが、やっぱりそういうところでのつながりというふうなところで、いろいろなアドバイスをいただけることが非常に多いのかなというふうに思っています。

また、リングローさんにつきましては、先ほど、1番伊藤議員のほうからありました西川町の菅野町長さんから、唯一褒められたことなんですが、リングローさんから甲州校長先生を、舟形町のデジタルファースト推進室に来ていただいているんですが、リングローさんから、企業版ふるさと納税で甲州校長先生のお金の分を寄附していただいて、その分を甲州さんに町としてお金を払っているわけなんですが、この企業版ふるさと納税の人材派遣型というのは、山形県で舟形町だけなんだそうです。すごいことをやっているなというふうなことで、菅野町長さんから褒められまして、あなたから褒められることは、これぐらいしかないかなというふうなことで、大変それだけはうれしく思ったところでございました。

そういうところで、やはりいろんな民間企業さんとかと連携協力しながら、さらなる町民の幸せのためにというふうなことで、努力をしていかなければいけないんだろうというふうに思っています。

この目標の達成というのは、まだ中間でありますし、10年後のときにどう社会情勢が変わっているかもしれません。そのときにでも、しっかりと舟形町が前に前進したというふうなことが言えるような、そういう舟形町になっていればなというふうに思っているところでございます。

4番 先ほど質問の中でも言いましたけれども、来年2月に町長選挙が行われるわけでありますので、今後についてどうかというような質問をさせていただいても、答弁は選挙後というような、先ほどもございますので、そういうふうになるのかなというふうに思っているところでありますけれども、基本目標4に「地域づくり つながり、支え合うまち」というようなことで、地域運営組織が3地区で設立されたわけです。残りあと1地区、舟形地区になろうと思いますけれども、それがまだ設立はなっていないんですけども、現段階での状況、そして今後の状況など分かればお聞かせしていただきたいというふうに思います。

町長 詳細については、ちょっとまちづくり課長のほうから舟形地区の状況を説明させていただきたいと思うんですが、私の考える地域運営組織というのは、11月に島根県のほうの雲南市というところを視察させていただいたんですが、やはり合併して20年、6つの町が合併して雲南市をつくったそうなんですが、それぞれで旧町の旧学区単位で地域運営組織をつくって、それぞれの町の地域課題を自分たちで解決するような、そういうことをやっているというところを視察させていただきました。ある程度、やはり自助・共助・公助というふうなすみ分けの中でしっかりとやっているし、新たな取組もいいのかなというふうに思っているところです。

1番議員さんからありましたけれども、地域担当制というのも一つ、まちづくりの在り方だとは思うんですが、やはり地元でしっかりと地域課題というのは、それぞれ違うというふう

な部分もありますので、地域ごとにそれぞれが課題を解決できるような、そういうところになつていければいいなというふうに思ったところです。

ただ、そこの雲南市では、地域運営組織に約1,000万円の交付金をやって、その金で人材も、その地域運営組織が雇つて、それぞれの活動をしているというふうなことでありました。20年という歳月があつて、そこまでできるんだというお話をいただいております。

舟形町では、まだ3年目というふうなところで、そこまでは無理かもしれません、やはりしっかりと自分たちの地域の課題を考えて、ある程度解決していくような、そういう地域になれば、「にぎやかな過疎」というふうな部分では、大成功なのかなというふうに思つてゐるところで、地域運営組織も町内会組織と同じように、育てていかなければいけないというふうに思つてゐるところです。

舟形地区については、まちづくり課長よりお願ひします。

まちづくり課長 それでは、私のほうから地域運営組織に関わる舟形地区、旧舟形小学校区をイメージしております。そちらについての現状と見通しについてお答えさせていただきます。

現状といたしましては、旧舟形小学校区、舟形地区については、やはりエリアがとても広い、一番広い地区になっております。あと町内会数、町内会の数も一番多いといったところから、地域運営組織の必要性については、町内会長会でも、その組織は必要だねという意見が出ております。しかしながら、今申し上げましたように、エリアがとても広い。あとは町内会がやはり多いということで、共通の課題に取り組むとなると、一緒くたに、10を超える町内会が組織をつくるのは、ちょっと待てよというの、今、検討というか、意見交換になっております。それが現状であります。

もう一つの現状としては、だとすれば共通の課題を持つ数か所、数町内会では、共通の事業なんかちょっとやってみたらどうだろうということで、今年度取り組まれたのが、舟形の本町地区の地域づくり協議会というような名前で組織していただいていて、災害時の避難訓練、こちらをやつたといった実績がございます。

これを基に、地域エリアの一帯でなくとも、隣り合つた町内会とか、近いエリアでの町内会の地域運営組織が可能になっていくかどうか、そういったところの検討を、今後なされていくのかなというふうなことを考えております。

今年度、令和5年度は各町内会の町内会ビジョンの更新に取り組んでるんですが、来年度令和6年度につきましては、各旧小学校区ごとの地区ビジョンの更新の年になっておりますので、そちらの際に、また舟形地区にも職員が入つて、地区ビジョン構築のお手伝いに入りますので、その際に、また地域運営組織の必要性、舟形小学校区に合つた在り方というの、検討されていくものと見通しを持っております。

以上です。

4番 この地域運営組織に関して、産業振興常任委員会で宮城県の花山村に研修に行ってまいりましたけれども、非常にいい取組をやっております。ぜひまちづくり課課長さんなんか一度行って意見交換をしてきたら、大変有意義に活用できるのではないか、ちょっとといいポイントもあるのかなというふうに思いますので、情報提供ということにしたいと思います。

あと、重点プロジェクトで「少子化対策・子ども育成プロジェクト」についてでありますけれども、結婚サポートとか結婚祝い金、出産・子育て応援、ＩＣＴ教育、高校生までの医療の無償化等々、子供の育成の充実は非常に図られてはいると思います。

しかしながら、この中で出産に対しての対策がいまいちなのかなというふうに思っているところでございます。やはり子育ては充実していても、子育てをする、やっぱり子供さんが生まれないと、なかなか今後舟形町も大変なのかなというようなことで、もう少しこの出産に対する対策を検討していっていただければというふうに思っているところでございます。

1つは、すぐ赤ちゃん祝金でございますけれども、以前にも言いましたが、舟形町は10万円一律でございますけれども、第1子、第2子、第3子と、やっぱり生まれた場合の祝い金を子供さんによって増やしていく、そういう対策も私は必要ではないかなというふうに思っているところであります。改めて、この件に関して、短くて結構です、町長答弁お願いします。

町長 まずは、5か年の短期プロジェクトの中で検証して、議員さんの言われる第1子、第2子、第3子ごとによる出産祝い金の増額について検討をしてまいりたいというふうに思います。

あと、やはり問題はその生むまでの婚活の事業というふうなことだと思います。島根県に研修に行った際に、同じ島根県の中で「持続可能な地域社会総合研究所」というところがあつて、その方が全国市町村の人口動態について、予測を含めてされている方でありますけれども、正式に頼むとお金を取られるんだそうですが、ずうずうしく舟形町の場合はどうなんでしょうかという話を聞いたら、最低でも9組毎年婚姻をしないと厳しいだろうというふうなことありました。

残念ながらちょっと話を聞いたら9組までは婚姻数がないというふうなことでありますので、婚姻数を上げていくところも頑張っていかなければいけないというふうに感じるところでございます。

4番 このビジョン舟形、34ページに、出生数を少しでも増やしていく対策を講じますというふうにあります。ぜひともこういうふうなことを実現できるように、頑張っていただきたいなというふうに思っているところでございます。

時間もなくなってきたけれども、ちょっと1点、町長のお考えをお聞きしたいなというふうなことでございますけれども、町長はよくコラムを書いております、町報に。その中で、「わくわくするような舟形町」というような、非常に夢のあるような文言でありますけれど

も、この「わくわくするような舟形町」というのは、どんなことをイメージしているのかと
いうふうにお聞きしたいなと思ったところでございます。

町長 やはり第7次総合発展計画をする際に、この目標というものが町民一人一人が未来に向か
って、何かうれしいこと、明るい兆しとか、そういったものが見えるような目標にしたいと
いうふうなところであります。

そういう意味で、我々の今後10年というふうなものが、きっと希望に満ちあふれて、わく
わくする、そういう町民が増えていくようなというふうなことで、わくわくというふうな言
葉を使わせていただいたんですが、これは私だけのことではなくて、職員の人とか、この計
画書を作る方々からも、非常にいいのではないかというふうに評価をいただいたところです。

やはり、「にぎやかな過疎」というのは、自分たちの舟形町をどうしていこうかと、人数は
少ないけれども、限られたものしかないけれども、その今ある中で、しっかりと自分たちの
未来を、自分たちがこうしていこうという考え方を持っていけるような、そういう町民が増え
れば、舟形町はいい町になるんだろうと、それがわくわくというふうな言葉につながるもの
だというふうに思っております。

4番 先ほども、3番議員の答弁の中でちょっと出ましたけれども、ビジョンの冊子の16ページ
に、「空飛ぶクルマ」でしたか、自動運転、非常に夢のある絵がここに15、16ページにござい
ます。この舟形町の未来をイメージした絵でありますけれども、これはこの冊子ですので、
10年間、このままに載っているのかなというふうに思っていますけれども、しかしこのとき、
この絵とか、その次のページに絵とか作文というか、町の未来についての言葉を書いたもの
がございます。

しかし、このとき、作成した子供たちはもう卒業していくわけでございます。そこで毎年と
は言わず、これは町長よりも教育委員会のほうの話になるのかなというふうに思いますけれ
ども、できればやっぱり子供たちに、こういった絵を、何というのか、みんなで考えて、い
ろんな意見を出し合って描いてもらうというのも、舟形町に対する愛着心の一つにもなるの
かなというふうに、ちょっと私は考えているところでございます。

このビジョンに描かれているのは、一人一人の絵でございますけれども、以前にこれはJR
で募集したか何かだと思うんですけれども、学校単位で、たしか絵があったと思います。そ
んなことで、できればグループで、そんな1つの未来の絵を描いて、その中からやっぱり誰
かが先導というか、話の中心になって、1つのものを作り上げていくという、やっぱりそれ
も将来のリーダー的存在になるのかなという、そういったものを含めた考えでやっていった
らしいのかなというふうに、私的には考えたところであります。

答弁は要りません。将来的にはそういったことも考えながらしていければというふうな、こ
れは私の思いですけれども、そんなことで、町長が来年2月選挙になった、選挙後には、ま

た改めていろんな方向で質問したいと思いますけれども、私的にはそんなイメージを持って
いるところでございました。

来年度が短期アクションプランの5か年計画最終年度で、今、町内会で盛んにワークショッ
プを行いました。ぜひ第7次総合発展計画が、町民のため、本当に最良の結果で、この第7
次舟形町の総合発展計画が完結できるように、我々議員も協力しますので、町長をはじめ執
行部の皆さんに期待を込めて、頑張っていただきたいという期待を込めて、これで私の質問
を終わりたいと思いますが、最後にその思いを町長に一言お願いしたいと思います。

町長 その未来予想図は、子供たちの絵とか、それから作文から抽出して、絵にしたものでござ
いまして、非常に好評であります、農林専門職大学のアパートを造っていただいているク
リエイト礼文の社長さんとか、それから山形航空電子の社長さんなんかも、いや、こういう
絵が飾られてあるのは舟形町だけですばらしいと、我々もやっぱりこういう未来予想図を会
社としてつくるなければいけないというようなお話をいただいたところです。

また、個人的には来年2月が選挙でございますので、もしかするとここにいないかもしれません
が、できるだけまたこの場で皆さんとお会いできるように、一生懸命頑張らせていただきたい
というふうに思います。

その際は、また第7次総合発展計画の2期目の後期の短期アクションプランについて、一生
懸命仕事をさせていただければというふうに思っている次第でございます。よろしくお願ひ
します。

4番 以上で私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 以上をもちまして、伊藤欽一議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、9番佐藤広幸議員。

9番 それでは、さきに通告しておりました（1）「高齢者の屋根の雪下ろしについて」、（2）
「大堰改修工事による冬季間の通水は」という題名について質問いたします。

舟形町の高齢化が進み、家族の形態も変わってきている中、冬期間、高齢者が独り暮らしや
夫婦2人暮らしで生活する世帯が増えてきています。地球温暖化の影響と思われるような、
集中的に雪が降る豪雪期間が増えているように感じます。

森町長は就任以来、生活道路の除雪や、舟形本町流雪溝及び第三町内会流雪溝の改修工事な
ど、雪対策には積極的に取り組んできたと感じております。

今後さらに高齢化が進展していく中、特に屋根の雪下ろしには危険が伴う作業となり、対策
が必要だと考えますが、町長はどのように考えているか、質問いたします。

2つ目に、本年度の当初予算に大堰改修工事に伴う測量の予算が1,400万円計上されており
ます。大堰から取水し、除雪に活用している町民から、冬期間通水されるか心配の声が上が
っています。現在進行中の計画の内容と冬期間の通水の考え方を質問いたします。

以上です。

町長 それでは、9番佐藤広幸議員の「高齢者の屋根の雪下ろしについて」のご質問にお答えします。

総務省消防庁が今年3月に発表した、雪による被害状況等の統計によると、令和4年11月から令和5年2月末までに、除雪作業中の事故など雪の影響で亡くなった人は10道府県合計で59人おり、原因は屋根の雪下ろしなど除雪中の事故が48人と最も多く、うち約8割が65歳以上の高齢者でした。

当町における令和5年4月の65歳以上人口は2,090人で、2年前より10人減っているものの、高齢化率については年々上昇しております。65歳以上の世帯数も増加しており、ここ2年間で47世帯増え466世帯となっております。

町では、このように除雪が困難と考えられる世帯が増加していく中でも、安心して暮らしていただけけるよう様々な雪対策を講じております。

地域整備課では、舟形町融雪設備導入補助金を今年度改正し、新築住宅に加え既存住宅への融雪設備工事も補助対象とし、取り組みやすい制度といたしました。補助金は、設置に要した費用の50%で、新築では100万円、リフォームでは70万円を上限に交付いたします。

また、舟形町住宅リフォーム支援事業補助金を活用する方法もあります。雪下ろし作業の安全性を確保するための命綱の固定金具の取付けや雪止めの設置・交換、はしごの設置・交換、また、雪下ろしをしなくてもいいように、屋根雪が落ちやすくする工事として、屋根の勾配や材質を変えたり、雪割りを設置する工事が行えます。いずれも、雪下ろし等、雪の片づけの負担軽減に大きな効果が期待できるものと考えております。

まちづくり課では、地域支え合い除排雪活動支援事業を活用していただくことにより、地域の共助をサポートしております。この事業では、地域内における除排雪作業だけでなく、除排雪に困っている方への相談業務も想定しており、例えば、地域の高齢者世帯が除排雪に困っている場合、その世帯の家族などに親戚縁者から連絡を取ってもらい、家族で対応できるのか、または、業者などを紹介したほうがよいのかなどの連絡調整的な役割を担うこともあります。

高齢化が進み、高齢者世帯も増えている中で、この事業は高齢者世帯の屋根の雪下ろしを含め、地域で本当に困っている除排雪問題の解決に向けて、地域にマッチした自由度の高い取組ができることが特徴であり、町内会とも認識の共有を図ってまいりたいと思います。

健康福祉課福祉係が窓口となっている高齢者等除雪サービス事業では、所得税非課税の高齢者や障害者世帯で、自力での除雪や親族からの協力が困難な世帯を対象として、屋根から落ちた雪の処理や玄関前の雪払い等の支援を行っています。玄関前の間口除雪は、主に近隣の協力者にお願いしており、屋根や家周りの除雪については、業者等に依頼、重機を使用した

除雪も1回に限り認めております。令和4年度では、申請世帯が89世帯、実施延べ回数は、玄関前の間口除雪は2,029回、屋根等の除雪が257回、重機による除雪が28回となっております。

高齢者による屋根の雪下ろしについては、これらの事業を活用していただくことで、対策効果が得られる場合もあると思います。そもそも屋根の雪下ろしは、高所作業の場合がほとんどでありますので、誰が行うにしろ危険を伴う作業であり、2人以上の作業、ヘルメット・命綱の着用、はしごの固定、携帯電話を持つ、建物周りに雪を残すなどの対策が必要といわれます。

高齢者が行う場合は、なおさら危険度が増すものと認識しており、さらには、下ろした雪の片づけも必要となることから、負担が大きい作業であります。できれば、高齢者がこうした作業に携わることなく、冬期間を安心安全に暮らしていただくことが理想であると思っております。

町としては、雪下ろし作業に対する注意喚起を広報していくとともに、今後も自助・共助・公助の考えの下、地域の実情や社会情勢の変化に対応した支援制度を展開してまいりたいと考えております。

次に、「大堰改修工事による冬季間の通水は」についてのご質問にお答えします。

最初に、大堰改修工事の事業スケジュールですが、令和5年度から令和7年度の3か年で、国庫補助事業採択のための整備計画策定を行い、令和7年度に採択申請、令和8年度に事業採択及び事業実施を予定しております。事業主体は山形県で、採択年度の令和8年度に工事のための測量設計を行い、早ければ令和9年度から工事着手になるかと思います。

ご質問の現在進行中の内容については、今年度は、整備計画策定のための現地調査・資料収集を行っており、これに基づき令和6年度に整備計画の策定を行います。

冬期間の通水の考え方については、農業用の水路工事は、通常、渠水後から冬期間にかけて工事を行いますが、大堰は流雪溝の水源となっており、冬期間に水を止めることはできないと考えております。整備計画策定から流雪溝への通水を前提とした工事や、仮設を選定し、事業主体の県に対しても、流雪溝の使用に支障のない工事実施を要請してまいります。

9番 それでは、順次再質問をさせていただきます。

今回は、高齢者の屋根の除雪についてということで、屋根の除雪についてに、ちょっと的を絞ったような形の質問になります。

やはり高齢化、この答弁書にも書いてありますけれども、高齢化がどんどん進んできて、そして去年できたことが今年はできなくなるというのが高齢化だというふうに思います。それに合わせたようなやはり政策なり援助なり、あるいはそこに対しての補助金なりを支援していくべきなんじゃないかなというふうに思います。

その中で、地域支え合い除排雪活動、これがあるということで、幅広く援助できるというような考え方のようですが、例えば高齢者の方、あるいは障害者の方、あるいは後で話しますけれども、女性ばかり、高齢者じゃなくても女性だけの家とかあるわけですが、そういう方の要望に対しても、即座に使えるような地域支え合い除排雪活動支援事業になっているのか、質問いたします。

町長 地域支え合い除雪支援事業をつくったそもそももの理由が、やはり地域整備課における公道、町道等の除雪というふうなものが第1番目にありますと、お年寄り向けにと、先ほども答弁の中で申し上げましたが、住民税非課税世帯については、民生委員を中心に間口除雪であったり、屋根雪であったり、屋根から下ろした雪の支援というふうなものもつくられていきました。

ただし、住民税非課税世帯というものが一つ大きなハードルになって、それ以外の方々が使えないというふうなこと也有ったので、この制度をつくってあります。したがいまして、この地域支え合いにつきましては、町内会でしっかりと話をさせていただいて、この住宅のお宅については、これはやっぱり必要だろうというふうな判断の中で、行政がやるのではなくて、地域がそういう必要な住宅に対して除雪をすると、それに対して町が支援をするということですので、まず今9番議員さんがおっしゃられた内容等については、町内会で、この住宅はやっぱり支援が必要だというふうなことで判断していただければ、それはそれでいいのではないかというふうに思っております。

9番 地域の方が見守るというのは、これは古今東西、そしてこれからも必要なことだというふうに思います。ただ、除雪が必要かどうかの判断をこの補助金をもらえるかどうかの判断を、地域に任せるとかいうところが、私は一つのネックになっているなというふうに思うんです。補助要件というのをちゃんとつくって、それに当たる世帯には補助金を出しますよというのが、私はこれから必要なことなんじゃないかなというふうに思っているんです。

というのは、見守りは常に我々はやっていますけれども、補助金を出すかどうかという判断までも地域に任せるべきではないというふうに思います。

その中で、ある一定の基準をつくって、そこに当たる高齢者、障害者、女性だけの世帯には、やはりきちんとそういう補助金を出して、でないとこの地域の、何というか、地域支え合い除排雪活動、これの根本的なところが、非常にボランティア色の強い、つまり簡単なところは地域住民のできる人が集まりましょうねというような、そういう考え方方が根底にはあるんじゃないかなと。できないところは業者に頼みましょうではないんでしょうか。ボランティアが基本の考え方に基づいて、この地域支え合い除排雪活動支援事業というのがあるんじゃないかなというふうに私は思っているんですけども、その点どういうふうに考えているのか、質問いたします。

町長 先ほども言いましたとおり、この数年前に、10年ぐらい前につくられて、それを更新してきております。要は、先ほど言ったとおり、補助に該当するかどうかの判断を地域に任せるのではなくて、この家はみんなで支えないと駄目だろうというふうなことを選択していただいて、それに取り組みますよというふうなことであれば、町でお金を、その点について町で審査するわけではございませんので、こういうことをやりますというふうなことで言っていただければ、それに対してお金を出すわけですから、もうそういう制度となっているので、改めてこういう運用の仕方というようなものについては、それをつけるのが逆に言うと、自由裁量を各町内会のほうにお任せしているというふうなことだというふうに思いますので、そういうふうに、まず理解をしていただきたいと。

行政が一から十までこの住宅についてどう考えるのかというふうなことではなくて、この町内会でこの家については、これは必要だろうというふうなこと。例えばお父さんもいるんだけれども、お父さんがこのたび入院して、お母さんしかいなくなってしまったと。その場合は必要だろうと。その状態を町がいちいちチェックするのではなくて、町内会のほうで、ここはやっぱり手伝ってあげなければ駄目だねという話になってやるわけですから、当然ボランティアという色が強いわけです。

ボランティアという色については、基本的に、さっき言った住民税非課税世帯についても負担があるわけです。ですから、同じような考え方の中で、まずは自助・共助・公助というふうなことで、その方自体ができないのであれば、やはり皆さんで助けていただいて、その助けた分について町で支援をするという形でありますので、まず制度的なものをご理解いただいた上で、当然、町内会というボランティアの中で、その分を町として支えていくというふうなことがあります。

さらに、町内会の単位が小さくなるとさらに困るので、先ほどから申し上げております地域運営組織と、さらに大きな枠組みの中で、この町内会の枠を超えて手伝おうというふうなことについては、長沢の地域運営組織のあたりで計画しているようありますので、そういう取組、大きな取組にもなっていければ非常にありがたいかというふうに思いますので、まずはその制度自体をしっかりと認識していただければというふうに思います。

9番 もう一回言いますけれども、私は屋根の除雪に関して今回質問しているんですけども、要するに屋根の除雪をするに関しては非常に危険が伴うので、やはりここは地域の方がボランティアでやったりとか、そういうことではなく、やはり業者に頼むべきだと思うんです。

我々子供もなかなか家に住んでいないとか、さっき老老介護とありましたけれども、老老除雪になってきていると思いますから、やはりその中では、危険を伴う屋根の除雪というのは、業者にスムーズに頼めるような体制を、今後舟形町はつくっていくべきじゃないかと。

ただ、そのときに高齢者だけの世帯とか、障害者とかということになると、非常に所得の関係も出てきますし、そういうところの部分で補助金を出して、少し頼みやすくするという施策が、今後の時代には合うんではないかということなんです。

落とした雪を、この地域支え合いでみんなでボランティアでする分は安全だからいいでしょうけれども、やはりこの屋根の雪下ろしに関しては、やはり安全帯やロープや、そういう安全装置を準備するとか、作業員の雪投げの教育をするとか、そういうことが地域の人ができないと私は思います。

企業に勤めているからそこで教育ができる、安全に作業ができるという教育ができるということで、私はこの屋根の雪下ろしをスムーズに、そして安全に行うためには、そこは業者にやっていただくという考え方で、そしてそこに補助金を出すと。こういうような考え方でやるのが、今後の舟形町の高齢化の社会の中で非常に大切なことだと、こういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

町長 何度も申し上げますが、やれないことはないので、まずは相談していただければと。業者さんに頼んで屋根雪を下ろすことも、地域支え合い事業として町内会として必要であれば、それはそれでそのことが可能で、それを駄目だというふうな規定はありませんので、まずはしっかりと町内会として、「ここは無理だべと、だから業者さんに頼まなんね」ということであれば、そこは、そういう形の中で計画をつくっていただいて、まちづくり課のほうに申請していただければ、その決まったお金については支援という形で行くというふうに思いますので、まずは、どういう困り事があるのか、それが町内会として支え合う必要があるのかどうかという判断、その方の例えは親戚であったり、息子さんが近くにいるとか、その方がしつかりお金を出せる人なのかどうかというふうなところも、行政よりは地域の方々のほうが詳しいわけでしょうから、そういう形の中で判断していただいて結構なのではないかというふうに思います。

9番 調べてみたら結構屋根の雪下ろしに関して補助金を出しているという市町村が、かなり結構といつてもかなりあるんです。この近くでいえば、尾花沢市とか、山形市とか、米沢市とか、湯沢町とか、あっちの秋田のほうにもありますし、私が見ていいなと思ったのを3つ用意してきているんですけども、高山市、陸の孤島と言われている市なんですけれども、その補助金の出し方がいいなと思ったんです。

これは、市民税非課税世帯だと12万まで出しますよ。市民税額が3万円以下の場合は8万円ですよと。市民税が3万円から15万円の場合は4万円ですよ。市民税が15万円を超える世帯は対象となりませんよ。所得に応じて、こういった形で要件をつくって、その当てはまる人をきちんと決めているという。これが分かりやすいと思うんです。こういった所得の多い人は自分で頼んでやってくださいよと。こういうのが私はいいと思いますね。

それと、この本町付近でいえば、私は小屋の屋根の雪を多いときで2回、普通は1回下ろすんですけども、やはり松橋とかになってくるともっと多いでしょう。米沢市の場合は、地域を限定して、こちらの地域、二、三十ぐらい書いてあるんですけども、3階までの屋根の雪下ろしを4回までは、この地域は除雪の補助金を出しますよと、こういうふうに規定しているんです。

私が言う町内会とかなんとか、そういう方に判断させないでというのは、こういう規定をきちんとつくってということなんです。そこに当てはまる方々に対して、申請された方に対して補助金を出していけば、もっとやりやすいし、そこの地域だけに頼る、正直言って町内会長さんたちもかなり忙しいですよ。

そして、最後にこの旭川というのが、これがすばらしい。1万5,000円なんですけれども、1回は。ただ、この要件がすばらしい。母子及び女性だけで住んでいる世帯という方に対しても対象となる世帯ということで、ちゃんと規定しているんですよ。こういう規定というか、これ本当にこの規定を見たときに、旭川は本当に市民に寄り添っているなと私は思いました。

こういうものをきちんと、誰かに判断させるんじやなくて、町はこういう人たちを見ていますよという形で、いや、そういうアピールじやないですね。そういう実態を踏まえて、といった地域も踏まえて、収入も踏まえて、そして屋根という危険な箇所についての除雪に対して補助金を出していくという、そういうことが私は舟形町にとって、今後の舟形町にとって必要なことだと、こういうふうに思います。もう一度町長の答弁をお伺いします。

町長 今いろいろと上げていただきましたけれども、やはり住宅事情とか住宅の屋根の構造とかが、どういったものかを調査をしなければ、そのことだけですばらしいというふうなことの判断になるのかは分かりませんけれども、ただ、いずれの紹介していただいたところというのは、その必要性があって、行政ニーズがあってというふうなことだというふうに思います。

ただ、現在の舟形町における屋根雪の形状といって、やはり古い住宅、昭和50年代に造られた住宅なんかが、なかなか屋根の雪が落ちない構造になっている場合があるというふうなこともありますので、そういう方々については、先ほどから何度も申し上げておりますけれども、屋根雪の雪割りとか、リフォームとか、材質を変える、勾配を変えるというようなこともできますので、暗にちょっと所得でというふうな形になりますと、お金を持っているのに、あそこは町から補助をもらっているというような、公平感がどこにあるのかというふうなこともあります。

町としては、やはり今の現行制度、様々屋根融雪のこととか、雪割の補助、さらには様々な勾配であったり、屋根材の変更などに対する補助もしていきながら、高齢者の方々も、しっかりとそういうことができるよう、使用していきたいというふうに思っておりますので、

せっかくご紹介いただいたので、そういったところの事例も検討をさせていただきますが、まずは先ほど言ったとおり、自助・共助・公助の中で、さらにはリフォーム等の支援、融雪装置の支援などを活用していただいて、やっていただければというふうに思います。

9番 雪が本当にたくさん降って、業者に頼んだり人に頼もうとしたりすると、「来てけんねえんだ」という苦情がやはり私たちにも入ってきます。ですから、これは最初にもうそういったことが必要になるという方々はもう登録して、ある程度業者も登録して、さっき説明した3市なんですけれども、今後の、ここ大体登録業者というのを決めて、そして割当てしているような感じです。

ですから舟形町も、もうこの家の人はこの業者がやってくれるんだよというような、登録制にしてやれば、業者に頼んだときに、「今忙しくて行がんねくてよ、ほかの仕事しててよ」というのがなくなるんじゃないかなというふうに私は思います。登録制ですね。そういったものが、今後必要になるんじゃないかなというふうに思います。

次に、大堰の改修工事、これに移らせていただきたいというふうに思います。

大堰の水利用ということで、農業用水ということで、農業をやられる期間だけ、本当は流せばいいところを、冬も利用させていただいて、そして大いに活用させてもらっています。大変ありがたい設備なんですけれども、やはりこの答弁書を読みますと、早くいって4年後から、4年後の工事になる、令和9年度からの工事になると。答弁に、冬期間に水を止めることはできないと考えております。流雪溝の使用に支障のない工事実施を要請してまいりますという前向きな答弁をいただいておりますので、問題はないかと思うんですけども、私はやっぱり工事がちょっとずれたり、天候の関係でずれたりなんかしたときに、水を全部止めるんじやなくて、絞った形でどこかに流して、そして本道を工事するというのも考えられるかなと。

つまり、こっちの取水の流量が制限される工事になるんじゃないかなというふうにちょっと考えるんです。そういった可能性があるかないか、分かる範囲でお答えいただければなというふうに思います。

町長 まずは、先ほどあった業者さんの登録制ですが、現在町でもやっておりまして、商工会のほうが窓口となっておりますが、いずれにしましても、業者さんについても屋根の雪下ろしができる業者さんというのは数が限られております。そういったところがありますので、やはり、皆さん頼まれるのは、いよいよ駄目になって「屋根の雪下ろししてけろ」ということなんですが、限られた人数の中でそれをするというのは、かなり厳しいというふうに思いますので、ぜひ早めに計画が立てられるように、事前にこちらのほうにも予約していただければというふうに思いますし、議員さんの方にも、そのように、そういった方がいらっしゃ

れば、商工会のほうに早めに申し込んでくださいというふうなことでお願ひをしていただければと思います。

また、仮設の話ですが、仮設の方法については、恐らく実施設計をする際にどういう仮設をするかというのが初めて出てくるかと思います。したがいまして、9番議員さんの言われたことも、仮設計画の中でそういう方法も取られるのかもしれませんけれども、そういうつたものについては、恐らく今、担当課のほうでも聞かれても何も答えられるものがないと思いますので、それは実施設計を組んで、その水を必要な分だけ流す、そういうつた仮設計画というふうなものも、実施設計の中で明らかになるものというふうに思っております。

9番 今後4年後から本格的、うまくいってですよね、うまくいって4年後から工事が始まるということで、仮にもし水が足りない、必要になったという場合において、平沢川からも水を取水できる取水口があるのはご存じですよね。そこを平沢川の取水口、やはり今使っているか使っていないか、私が見たときは使っていないんですけども、やはりこれをうまく利用すれば、例えば何%か取水制限をしたものは本町通りに通すけれども、平沢川から取水した水は松葉堰とか、西堀町内にも行っているはずなんです。

そして、ここのバス停ができた、そこら辺にも通せるという、これは流量が少ないにしても、ちょろちょろ流れていれば、何とか軽減にはなると思うんですけども、そこはやはり頭の中に入れておいて、そしていざというときは、それもプラスして使える水、取水できるところであると。

もう一か所あるんですよね。交番、ファミリーマートの交番のところの平沢川からこっち側に、交番側に引き寄せるための水路があるんですけども、ちょっと水上がりになって詰まってしまったんです。これがあると、こっち側の役場から本町のすし屋さんじゃないな、たかはし肉屋さんとか、あそこの川に流れる水は確保できるわけです。そういうつた取水できるところを十分に活用して、そしてスムーズな大堰の改修工事を実現していただきたいなと。

やはりこの冬期間に水が止まってしまいますと、やはり町道の雪はどういうふうにするのかちょっと分かりませんけれども、それはもう雪降ったらかいていただかないと、車が出られないという状態になるわけですから、そこんところは、やはりしっかりと消雪なり、除雪なりの仕方というのを考えながら工事をやっていただきかないと、こういうふうに思います。答弁をお願いします。

町長 先ほども申しましたとおり、実施設計の段階で仮設の設計もされるものというふうに思いますので、今ご指導いただいた案件についても、一つの選択肢として、県のほうにお伝えしたいと思います。

9番 以上で終わります。

議長 以上をもちまして、佐藤広幸議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時より再開いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後3時37分 散会

令和 5 年 12 月 6 日 (水曜日)

第 4 回舟形町議会定例会会議録
(第 2 日目)

令和5年第4回舟形町議会定例会第2日目

令和5年12月6日(水)

出席議員(9名)

1番 伊藤廣好	7番 奥山謙三
2番 叶内昌樹	8番 八鍬太
3番 荒澤広光	9番 佐藤広幸
4番 伊藤欽一	10番 斎藤好彦
5番 小国浩文	

欠席議員(1名)

6番 石山和春

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町長	森富広	地域整備課長	伊藤秀樹
副町長	鏡裕之	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤雅博
会計管理者	伊藤茂樹	総務課財政担当課長補佐	佐藤拓
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	沼澤伸一	デジタルファースト推進室長	佐藤仁
まちづくり課長	曾根田健	教育長	伊藤幸一
健康福祉課長	鍛治紀邦	教育課長	豊岡将志
住民税務課長	沼澤一征	代表監査委員	齊藤徹
地域強靭化対策室長	伊藤英一	監査事務局長	相馬広志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬広志 事務補助員 大場正江

議事日程

日程第 1 議案第53号 令和5年度舟形町一般会計補正予算(第5号)について
日程第 2 議案第54号 令和5年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)について
日程第 3 議案第55号 令和5年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)について

- 日程第 4 議案第 56 号 令和 5 年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 5 議案第 57 号 令和 5 年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 6 議案第 58 号 令和 5 年度舟形町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 7 議案第 59 号 舟形町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 60 号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 61 号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 62 号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 再開

議長 おはようございます。

ただいまの出席議員数9名です。定足数に達しております。

ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 議案第53号 令和5年度舟形町一般会計補正予算（第5号）について

議長 日程第1 議案第53号 令和5年度舟形町一般会計補正予算（第5号）について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

財政担当課長補佐（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、歳入歳出一括で行います。ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いいたします。質疑はございませんか。

8番 16ページです。財産管理費について、ちょっと関連してお伺いしたいと思います。

今、この国道13号線沿いに産直まんざくがあるわけですけれども、何か農協のほうで今回会員のほうに、来年の3月で閉めたいと。その後については、農協の施設を建てたいというふうな説明があったそうですけれども、あそこは一応事業主体は農協ですけれども、農業振興のためにということで、町でもその支援として、用地を取得して、今30年でしたか、無償で供与をしているわけでありますけれども、その辺について、農協のほうから町のほうに話があったのか。もしあったとすれば、その内容等、またそういう状況について今後の対応、町長の考えがあれば伺いたいと思います。

町長 町のほうには、今8番議員さんが言われた内容については、文書等で来ているものではございません。ただ、組合長との懇談の場の中で、組合の方向性というふうなものについては、こういうふうにしたいというふうなことで考えているんだという話はお聞きしております。

ただ、やはり町のほうとしても、産直施設というふうなことを前提にお貸しをしているというふうなことでありますので、JAさんにまるきり土地を貸しているというわけではないので、その使用目的であったり、そういったものを吟味しながら、あるいは施設そのものにも、町であったり、県であったり、国であったりというふうな補助金も入っておりますので、現在のところとしましては、そういった国庫補助金の返納とか、そういったところの事務的な作業を県のほうとやり取りをしているというふうなことであるようです。

したがいまして、それがある程度確定し、補助金の目的外使用といいますか。そういったことが可能になれば、正式に町のほうに申請というふうな形で出てくるのかなというふうに思

っているところでございます。

以上です。

8番 理由の一番の原因は、人件費が原因だと思うんですけれども、年間500万円ほどの赤字があると。そんなことで、続けるのが大変だというふうなことのようでありますけれども、あそこは、今、町で進めている日本一のおいしい給食の材料の大きな供給元にもなっておりまます。少なからず、町のやっぱりある程度特産品でありますとか、そういった一つの販売所、アンテナ的な役割を果たしているというような部分も大きいのかなというふうに思っております。

そんな意味で、やっぱり今の会員の要望としては、何とか続ける方法はないものかと、こういうふうな声もあるわけですけれども、やっぱりある程度、今後の町の農業振興という意味からも、少し継続といいますか、今後どういうふうな方法がいいのかということを、少し考えておく必要もあるんではないかというふうに思うわけです。その辺については、どういうふうにお考えですか。

町長 今8番議員さんの言われるとおりであると思います。やはり、生産者の見える、そういう給食というふうなこともございまして、その窓口に、まんたくさんがなられているというふうなことがありますので、そういった意味でも、産直施設まんさくというのは、重要な位置づけというふうに認識をしているところでございますので、できれば、そういった形の中での存続というふうなことについても、町としても求めていかなければいけないのですが、農協さん側の情報によりますと、会員の方々からの了解も得たというふうな説明もございました。

今ちょっと8番議員さんから聞かれると、若干ちょっとニュアンスが違うのかなというふうなこともありますので、ただ、やはり固定客もございまして、それなりの経営努力というふうなものがあって、改善できるのかどうかというふうなところもあるんだろうとは思いますけれども、ただ、JAさんの基本的な産直に対する経営的なものというふうなことがあるのかなというふうには思いますけれども、町としましては、できれば存続していただけるような方向でお願いはしてみたいというふうには思います。

ただ、先ほど言ったとおり、JAさんの経営というふうなものがあるというふうなことも認識しておりますながら、ただ、会員の皆様との話というふうなものについても、町のほうでそれを行ったわけでもないし、そういったところも含めて、会員の皆様の意向も踏まえて、どういう形がいいのかを検討してまいりたいというふうに思います。

8番 今、町長の答弁で、会員の了解を得たというふうな話ですけれども、確かに説明会はあつたようですが、やっぱり3月で閉めますと、こう言われば、会員の方にとっては、しようがないのかなと。やっぱりある程度、会員で自立してというふうな、そういう力は今のまん

さくの会員の中ではないかなというふうに思うんです。そういう意味では、納得せざるを得ないというふうな状況だというふうに思っています。

農産物もさることながら、今、町内でやっぱり食料品の販売するお店、また酒類の販売する店というのはなくなっていますので、あの地域にとっては大変店舗としても、やっぱり重要な役割を果たしているというふうに思っています。

そんな意味で、ぜひ今後農協との交渉も含めまして、ある程度、今のような形で残せるような方法を、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

町長 できるだけ、町としましては存続していただきたい旨を、農協さん側のほうにも伝えていきたいというふうに思います。

ただ、やはり農協さんの経営というふうなものがあるのかもしれませんので、その点については、産直まんさくという産直施設そのものをどうやって継続していくことができるのかというふうなことについても、町と会員の皆様ともお話しする必要もあるのかなというふうに思いますので、改めてちょっとそういったことについては、検討をさせていただきたいというふうに思います。

議長 ほかに質疑ございませんか。

4番 ページが24、25、第3款2項1目の児童福祉総務費でございます。ここに24万9,000円、委託料がございます。舟形町子ども子育て支援事業ニーズ調査委託料、これの内容説明をお願いします。

健康福祉課長 この予算につきましては、町のほうで策定しております子ども子育て支援事業計画というのがございます。こちらについて、令和6年度が改定の見直し時期、そして7年度から第3期がスタートするというような計画書でございます。

来年度、次期計画を策定するに当たりまして、今回、その策定するためのニーズ調査を行わせていただきまして、その結果を基に来年度改定作業を行い、再来年度から新規計画を実施するというスケジュールで考えているところであります、そのための予算になります。

4番 調査計画があるんですけども、何をするための調査なのか、何に生かすのか、ちょっとそこら辺がよく分からないので、再度お願いします。

健康福祉課長 この計画の趣旨としては、全ての子供が心身ともに健やかに育ち、安心して子供を生み育てる能够るように、この計画を策定するとあります。

子供の子育てに関する施策の方向性ですか、そういったものを示すためにつくる計画であると認識しているわけでございますけれども、そのために、子供さんの保護者の方へのニーズ調査を行いまして、今どういったニーズとか、今現状の施策に対する考え方ですか、そういったところを拾い上げまして、例えば今、町のほうでも行っています、今回も補正しておりますけれども、のびのび子育てサポート給付金というのもございますけれども、また放

課後児童クラブであったり、一時預かりであったり、そういういたところの保護者の意見というものを把握するために行うものでございます。

以上です。

4番 保護者の意識調査という感じであれば、別に委託をしなくても、自分たちでできるんじゃないのかなというふうに思うところであります。どうしても委託をしなければならないんであれば、それなりの重要なところがあるのかなというふうに思うところで、詳細については、また後ほど聞きたいと思いますけれども、この委託料を支払うということは、委託先があると思うんですけれども、その委託先はどこになっておりますか。

議長 暫時休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時24分 再開

議長 会議を再開します。

健康福祉課長 今のところ東北情報センターというところに委託を考えているところです。

議長 ほかにございませんか。

3番 18、19ページになります。全協の中で一部説明があった内容ですけれども、物価高騰重点支援給付金事業ですけれども、これについて、いま一度ですけれども、内容をお願いしたいと思います。

健康福祉課長 こちらの事業につきましては、物価高騰に最も影響を受けている低所得の世帯、非課税世帯に対する支援金を給付するという国の事業でございます。1世帯当たり7万円ということで、給付をすることを予定しているものでございます。

以上です。

3番 内容は分かりました。対象となる住民税の非課税世帯ですか、全協の中では610世帯というふうな説明があったと思います。10月末現在の舟形町の世帯からすると33.4%というふうな世帯になるようです。

私のイメージとしては、この住民税非課税世帯が33.4%もいるのかなというふうな、ちょっと高いなというふうなイメージを持っておりますけれども、今回は610のようですが、過去3年ぐらい前からですけれども、振り返ってみると、この610世帯が同じような世帯で推移しているのか。あるいはここ最近増えてきているのか、その辺が分かれば教えていただきたいと思います。

健康福祉課長 今回610世帯のほうで抽出しましたのは、住民税非課税世帯ということで単純に抽出させていただきました。この中には、若干留保分といいますか、余裕分も含んでいるわけなんですけれども、夏に給付しております3万円、こちらの給付事業のときの給付実績が、

今回抽出した対象とほぼ一緒でございますけれども、590世帯になっております。

なお、これまで給付金の給付事業を、非課税世帯に対して行っておりますコロナ関係での予算で行ってきた経緯がありますけれども、こちらの実績を見てみると、令和3年度に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業というものを行っております。このときは非課税世帯を対象とするんですけれども、そこから扶養されている世帯は除くという要件がございましたので、扶養を除いた件数で実績が517世帯となっています。

さらに令和4年度に行いました電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業、こちらも同様に住民税非課税世帯ですけれども、扶養されている世帯を除くという要件での支給でございます。こちらの実績が515世帯でございました。

今回抽出した610世帯に7万円ということで予算計上しておりますけれども、その後、国のはうからの指示がありまして、扶養世帯を除くということが後日示されております。ですのと、この世帯よりも実際は少なくなるであろうということで、70から80世帯ぐらい少なくなるのではないかというふうに、今の段階では見込んでいるところですので、住民税非課税世帯の数としては、横ばいになっているというような、今数字上でいきますと言えるかなというふうに思うところであります。

以上です。

3番 あまり数字的には変わっていないということで、いい方向なのかなと思っております。肝腎の給付時期ですけれども、これはいつ頃を目標にしているのか、お聞きしたいと思います。

健康福祉課長 国のはうからは、なるべく早くということでの指示もございますので、今回の世帯の抽出の基準日というところが、国のはうでは12月1日を基準にしてということが、また後ほど示されております。ですので、その日を基準にしまして抽出作業を進めまして、できるだけ来年年明け1月、遅くとも2月には給付できるように進めていきたいと考えているところです。

議長 ほかに質疑ございませんか。

2番 ページは18ページになりますけれども、16項の公共交通事業でありますけれども、19ページの需用費としてデマンドタクシーの運行補助金として235万円とありますけれども、当初予算からまず増えたとして大体1,000万円という予算計上の中、昨日の一般質問でも最後のはうにちょっとぎりぎりで聞いたことがあるんですけれども、農林専門職学校に、例えば、これは誰でも利用できるということなので、仮に農林専門職大学に行く場合にというのが、今、デマンドタクシーの利用の手引としましては、予約制、乗り合わせ、自宅送迎、バス停路線という形になっていますけれども、これは自宅送迎の対応になるのか。

例えば、今、町外便というのが新庄県立病院という形で、時間の割り振りになっていますけれども、仮に専門職大学を利用したい方は、事前予約としてはどういう形で利用できるんで

しょうか。

まちづくり課長 デマンドタクシーにつきましては、町外便、こちらの目的地が、新庄県立病院が目的地となっております。ですので、農林専門職大学に行かれる場合、デマンドタクシーでは、そこでは活用できません。一応現状はそういったところです。

2番 昨日ちょっとじや勘違いしたんですね。そういう便も増やすのかと思って、昨日最後に農大便はあるのかということを聞いたときに、あります的な感じでちょっと聞いてしまったので、どういう形になるのかなとちょっと伺ったんですけれども、現在はそういうことは考えていらないということですね。

では、ここで多分今、町で送迎用として学生用にマイクロバスというか、小さいバスを購入したわけですけれども、その活用方法について、それだけの目的に使うのか、それともそれ以外の目的、というのはやはり、昨日ライドシェアな感じでお話ししたんですけれども、やはりほかの地域では、行政の公用車をまずレンタル的なもので、時間幾らで貸し出すような取組もしております。

やはりデマンドタクシーという、1つの選択肢しかない今、公共交通の中でやはり利便性とかいろいろなものを考えると、例えばタクシー、デマンドタクシーのQアンドAとかを見ると、大きい荷物は運べませんとか、そういう項目があるんですけども、やはりそういった方々がもし車を手放したり、もしくは車がなくても、例えば今年購入した軽トラックとかでも、例えば空いている時間はいっぱいあるわけですね。利用する頻度が特定されているようなもので、時間帯が空くようなものの、もし公用車があれば、例えば町民の方に貸し出すような形の考えはないのか、その点を伺います。

町長 昨日の一般質問の中では、バスという発言があったものですから、今年度購入したスクールバスを想定しての質問かなというふうなことで、農林専門職大学に行きますという話を申し上げたんですが、大変失礼いたしました。

基本的には、デマンドタクシーのものについては、昨日も申し上げましたが、民業を圧迫しない限りの中で、まずは町民の利便性を図るというふうなことで、今回利用者も増えて委託料の増というふうなことになりました。

現在、空いている公用車を使わせないのかというふうなことと、現在の今年購入したスクールバスについても使わせないのかという話があるんですが、やはりそういったものについては、今のところ考えておりません。

基本的に公用車等については、必要最低限の数を確保しているというふうな状況で思っておりますので、そういった中で特にスクールバスなんかは、大学のほうのこま数、時間帯がどういう状況になるのかというのも、まだ詳しくは聞いておらないところもありますので、その段階での判断として、スクールバスも民間にお貸しするとかというふうなことには、ちょ

つとならないかとは思いますが、ただ、土曜、日曜というふうなものについては、使わないのであれば、各種委員会等の活用というふうなものも、そこは考えておりますが、一般町民にまで貸出しをするというふうな考え方には、今のところ至っておりません。

2番 デマンドタクシーの民間とデマンドと民間経営、両方しているわけですけれども、デマンド型の時間帯が充実しているのか、ちょっと高齢化なのか分かりませんけれども、民営的な営業の面で、時間の提示はないんですけれども、タクシーの営業時間、でも最近というか、コロナのせいか分かりませんけれども、もう8時、9時でタクシーが閉まっているというような状況になっています。それが、もうデマンド型タクシーに移行じゃないですけれども、民間営業と、それをないようにするような取組だと思うんですけれども、営業時間を何時から何時までというのはちょっと把握していないんですけれども、そういうやっぱり民間の事業的なものに多少なりとも影響して、夜8時以降、9時頃には閉まっているような形になっているのか、その辺ちょっとこちらでは分からぬと思いますけれども、その点は高齢化なのか、それともお客様がいないから閉めるのか、やっぱり営業時間的なものが分からぬので、その影響がないのか、その辺をちょっと確認していただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

町長 基本的には、星川タクシーの社長さんのほうにもお聞きするんですが、やはり利用者の数というのは、20年前、30年前と比べて、タクシーを利用するという方は少なくなってきたというふうなことの中で、一方で、高齢者の福祉タクシー券を配っていて、デマンドタクシーの中でも、決まった時間帯で、やはりお年寄りですので、自分で自由にというふうなところもございまして、福祉タクシー券を使われて、何人かで乗り合わせていくというふうな場合もあるんだそうです。

そういう意味で、町としましては、星川タクシーさんを長く使って、存続していただきたいというふうな思いもあるんですが、基本的には、社長さんのほうとしては、使う人が少なくなってきたというふうな現状と、社長さんと、あとドライバーの方々の高齢化というふうなこともございまして、やはり早めに閉めるというふうな形になっているんだろうというふうに思います。

したがいまして、デマンドタクシーそのものが、現在のタクシー事業の就業時間が早めになっているというふうなことの関係性はないというふうに思っています。ただ、できる限りやはり星川タクシーさんが舟形町にあることで、お年寄りの方やデマンドタクシーの運行というふうなものについて、非常に町民のためには有効だというふうに思っておりますので、できる限り、やはりタクシー事業者を新たに陸運局のほうに申請していくと大変な作業があるものですから、できるだけ星川タクシーさんに存続していただいて、町も町民の方もそれをうまく利用できればというふうに思っておりますので、今のところ、先ほど言った高齢化に

よるものだというふうに私のほうでは認識をしております。

議長 ほかに質疑ございませんか。

5番 36ページ、37ページ、10款3項1目中学校管理費の中の冷暖房機購入費171万1,000円とありますけれども、どういうものを購入したのか、お聞かせください。

教育課長 ただいまご質問にあった冷暖房機器購入事業になりますけれども、こちらは、県の令和5年度の補正予算の事業であります公立中学校の可搬式冷房機器導入支援事業を活用して、舟形中学校の主に体育館で使用する冷房機器を導入する予定であります。物につきましては、学校とも何度か協議を重ねまして、大型の冷風機を2台購入して、汎用性の利くものということで選定しているところです。もう一つが、音楽室のFF暖房機1台についても、ここの予算に含まれております。

以上です。

5番 体育館とか音楽室、教室とかではないということでよろしいですか。

教育課長 一般的の教室等については既に冷房がついておりますので、体育館であったり、そういう運動の際の一時的なクールダウンに使用できればなというふうに考えています。

以上です。

議長 ほかに質疑ございませんか。

1番 歳出の16ページから17ページ、総務費、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の補正額203万9,000円ですけれども、人勧に伴う予算措置だと思いますが、予算全体では人勧に伴う予算は1,450万円ほどになりますけれども、人勧を実施した後に、今回の財源については全て一般財源というふうになっていますけれども、実施後、特別交付税等の還元措置といいますか、そういうものはあるのか、お伺いします。

総務課長 ただいまのご質問でございますけれども、今回の人勧分につきましては、先般国の補正予算が11月29日に成立しておりますけれども、そちらのほうで措置をされているというようなことで、普通交付税の再算定も含めまして、臨時経済対策費というふうな形で、町のほうには交付されるというふうになっております。

今回の人勧分と、あと物価高騰対策などのそういう地方負担分も含めて、臨時経済対策費というふうな形で措置されるというふうに聞いております。

1番 金額的にはどの程度なんでしょうか。

総務課長 金額的にはまだ示されておりません。12月の中旬ぐらいまでには交付したいというふうなスケジュールになっているようでございます。

1番 今回の実施対象者は正職員で76名ほど対象になっておりますけれども、町の正職員の定員は何名なんでしょう、今現在。

総務課長 現在、定員管理上は114名になってございます。

議長 ほかに質疑ございませんか。

2番 18、19ページになりますけれども、9款の生涯学習センター費でありますけれども、このセンター、報酬としてはありますけれども、夏9月の定例会のときですけれども、生涯学習センターのほうに冷風機が導入されているということを受けまして、交流事業のときに、一生懸命探したんですけれども、見つからず、結局扇風機だったんですけれども、実際やはり今年の猛暑を考えると、やっぱり今利用、卓球だったりとか、利用をする方がやはり多いということもあります。

その点について、補正ではなくても前回はありますよと、冷房機、移動型の冷房機が設置されているということを聞いたんですけれども、それが実際なかったということもありますけれども、今後そういうふうな考えの中は、今後どのように進めるのか、教えてください。

まちづくり課長 前回の議会のほうで、スポットクーラーがあるというふうなことで私は答弁させていただきました。

実際、現場を確認したところ、私がスポットクーラーと思い込んでいたものが、扇風機の設置であったということで、現場を確認しております。今年は酷暑が続いた状況でありますので、来年も予想、そういったことも想定されますので、その設置については上司と相談しながら、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

2番 交流事業のときに、急遽、どこからかスポットクーラーを持ってきて体育館に設置したんですけれども、やはり体育館用ではないようで、やはり体育館を冷やすレベルではないということは認識しました。ただ、交流事業のほかに、やっぱり子供の学校、通学合宿のときのやっぱり調理場にエアコンがなかったことで、多分その点で利用するには、やっぱりスポットクーラーは要るのかなと思いました。

体育館については、やっぱり機能が多分恐らく違うので、上司と検討しながらよろしくお願ひいたします。

まちづくり課長 どういった対応がいいのかも含め、あと必要性、そういったことも含めて、今後ちょっと上司と検討させていただきたいというふうに考えております。

議長 ほかに質疑ございませんか。

7番 ページが12ページ、13ページ。一般寄附金であります。ふるさと納税につきましては、町税よりも多い金額になっているわけであります。当町における歳入に占める額も大きいわけであります。そういった中で、現在4億円強というふうな金額のようですが、直近の前年対比における状況等をお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 ふるさと納税の直近の状況につきまして、数値的なものは、すみません、現在、資料を持ち合わせておりませんので、正確な数字はちょっとお答えできませんが、昨年度と比べて大体同額、実績的な見込みも同額に近い、または現場担当のほうではクリアしたいと

といった意気込みで臨んでおります。現時点では昨年同様ぐらいの寄附金を頂いております。

7番 大変前年と同じぐらいというふうなことであれば、私もほっとしているところであります。やはりこの財政規模が小さい当町における額というのは、非常に大きいわけでありますので、職員にはご難儀をかけますけれども、ぜひ頑張っていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長 ほかに質疑ございませんか。

まちづくり課長 今後、年末にかけて、ふるさと納税の寄附の申込みが増えてくる時期であります。担当といたしましても、寄附を頂くために、今一生懸命取り組んでおりますので、年末年始に向けて一生懸命取り組んでまいりたいというふうに考えております。

2番 18、19ページの16、また公共交通事業のデマンド乗合タクシーの件ですけれども、先ほど町長のほうで、できれば長く続けてほしいと、タクシー業務を続けてほしいと、あとは高齢化というふうにありますけれども、あと、この先20年ぐらいすると高齢化率も徐々に上がってきます利用頻度もどんどん増えてくるのかなと思っております。

そういう中で、今のデマンドタクシーの事業体制で、ここまで、今後、未来に自動運転の車があるかもしれませんけれども、やはりどんどんこの部分が、毎年経費がどんどん上がっていって、利用客がいるから経費が上がるんですけれども、やっぱりそういう場合に、昨日言ったようなことじやなくとも、やっぱり選択肢が、この先に何かを持っておかないと、いきなりそういう事業的なものがなくなってしまったりした場合の対応というのが、やっぱり難しいので、やっぱり先に向けたもう一つの提案的なものをお持ちなのか、今は民間に委託しているんですけども、この20年先を考えたときに、もう一つの考え方があるのか、お伺いします。

まちづくり課長 叶内議員のご意見がありましたように、20年先、10年先、やはり人口減少が見込まれていくんじゃないかなというふうに考えております。実際、今実施されている星川タクシーさんも高齢化が進んでいるという現状があるんですが、現時点においては協力隊によるお話をちょっと相談はしているところであります。事業の継承も含め、そういうところも相談はしている経過があります。

今後どんどん形態、あと運行形態がなかなか難しいと、そういう状況が出てくるといった想定も当然ございますので、そういう場合には、昨日の一般質問で町長がお答えしたように、そういう状況も含めてライドシェア、そういうところの利活用が可能かどうか、事業型有償旅客運送、そういうことも実際展開されている市町村がありますので、そういうところも、今後想定には入れていきながら、状況を見ていきたいといった昨日の回答になると思います。

以上です。

2番 やはり現在進行型ではなくて、やっぱり未来的な先々を見据えたものを持っていかないと、先ほど、まんざくさんの話もありましたけれども、事業はしたけれども、継続できなくなると、じゃそのときは困ったなという状況にならないように、やはりそういう公共交通なわけです。今現在、JRの赤字路線のほうでも、やはり利用者数の減ということで、廃線とかそういうふうな動きにもなっておりまます。

やはりどんどん地方に住んでいる方が、公共交通がない中、ましてや車社会の中、やっぱりどう利便性を求めていくのかが今後の課題になっていくのかなと思いますけれども、やはりそういう先々の地域協力隊とか、いろいろありますけれども、やっぱり選択肢を幾つか引き出せるようなものを持っていかないと、やはり安心安全に暮らせる地域にはならないと思いますので、その点、選択肢を見つけながらしていってもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

まちづくり課長 今後の動向も想定しながら選択肢を持って、まずは現在取り組んでおられる民間事業者の継続、それと併せて10年、20年先のそういった想定も持ちながら、取り組んでいきたいというふうに考えております。

3番 ページ数が32、33ページになります。8の5の2農業集落排水事業費、補正額としまして158万円載っています。この補正予算の主な事業の説明というふうな、別紙のところには、富田処理区と堀内処理区の統合計画に係る業務委託料の一般会計負担分に係る経費と書かれていますけれども、まずはこの内容について説明をお願いしたいと思います。

地域整備課長 農業集落排水施設の維持管理費の軽減、施設更新費の軽減を図るため、富田処理場を堀内処理場に統合するための国庫補助事業申請に係る計画策定の調査設計業務の委託費の計上、特別会計のほうに計上しておりますが、それに係る繰入金になります。

12月補正をする理由なんですけれども、富田地区を堀内地区に統合するためには、管を堀内橋にかけることになりますが、堀内橋の工事に合わせると管の工事が、堀内橋の工事が令和8年頃から上部工、上のほうの工事に入る予定になっておりますので、管の工事もそれに合わせた令和8年度頃となり、国の補助事業の採択申請を令和6年度、集落排水の管工事のほうの国の補助事業の採択申請を、令和6年度に行う必要があるため、今回追加要望、要求したところです。

農業集落排水統合のスケジュールは、令和6年8月頃に国へ採択申請、令和7年度採択、実施設計、令和8年度に堀内橋の上部工事に合わせて工事着手を予定しており、今回の補正予算で採択申請に万全を期したいと考えております。

以上です。

3番 富田処理場を堀内処理場に合併する目的ですけれども、これは富田処理場の老朽化というふうな、まずは目的なのでしょうか、お聞きいたします。

地域整備課長 富田処理場が平成5年供用開始しておりますので、令和5年で30年経過しております。機械設備、電気設備につきましては更新時期を超えており、現時点では壊れたところを修繕している状況なんですが、故障リスクが高まっている状況でございます。

堀内処理場につきましては、計画処理人数が1,050人で、現在接続している人数が417人、富田地区は、現在接続で374人、計791人となっておりまして、堀内処理場のほうは、まだ余力があるということで、更新費用の軽減、維持管理費用の軽減を目指した形で統合を計画しているところでございます。

3番 今、課長のほうからスケジュール等々の説明がありました。今回の堀内橋の架け替えに伴って、令和8年度に堀内橋に管を通すというふうな計画のようですが、最終的に、堀内処理場で稼働というんですかね、処理を始めるというふうな時期はいつを計画しているのか、お聞きしたいと思います。

地域整備課長 更新時期というか、稼働時期につきましては、現在のところ未定となっておりますが、早ければ令和8年度から、橋の工事に合わせて管の工事も開始して、令和9年度、さらに令和10年度頃に堀内処理場の内部のほうの保守、修繕とかをして、令和10年、11年あたりの供用開始になるのではないかというふうに考えております。

ただ、橋の工事に管の工事も依存しておりますので、そこら辺の予算措置等々で変わってくるのではないかというふうには考えております。

以上です。

議長 ほかに質疑ございませんか。

9番 それでは、28、29ページの農林水産業、6款1項1目農業委員会費について質問いたします。

県支出金ということで156万7,000円、この内容が歳入に入っております。14ページ、農地利用最適化交付金という形で156万7,000円入っているわけですが、これで、29ページに戻ると、その内容が人件費と消耗品費ということになっておるんですけども、この職員が行っている内容というのは、この農地利用最適化交付金の内容に沿ったものであるんだろうというふうに私は思いますけれども、それに関して、この消耗品費も30万円ほど出ております。この内容について、6款1項1目の内容について説明をお願いします。

農業振興課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの消耗品費30万円につきましては、農業委員会の委員の活動のために必要な図面作成など、あとはファイルとか、そういう消耗品費に充てる予定となっております。

特財の理由につきましては、最適化交付金、こちらの交付金額の算定のルールが昨年度から変わりまして、委員と推進員の方々の活動内容、活動回数に応じて交付金が増加する仕組み

になりました。活動した内容を日誌のようなものにつけまして報告いたしますと、それに応じて回数が算定されまして、ほかの委員会、ほかの市町村の委員会の活動数、活動回数と比較されまして、総体的に今回多いというふうな判断をされましたので、増額となったというふうな状況でございます。

9番 ちょっと私の質問の仕方も悪かったかなと思うんですけれども、要するにこの県から来た補助金の目的が、農地利用の最適化のために来ている補助金なので、今農業を続けようと思っている人、辞めようと思っている人、様々いると思うんですけれども、そのために有効的に使われている補助金なのかと。つまりそういうために使っている消耗品なのかということも含めた質問だったわけですけれども、その農地利用最適化のために農業委員会が今努力していること、それについて質問いたします。

農業振興課長 まず初めに、農業委員会の一番の目的につきましては、農地利用の最適化の推進ということで、まさにこの交付金のほうが、交付金の交付の条件として、活動内容がそれだというふうなことでご理解いただきたいと思います。

それで、実際の活動につきましては、この交付金の算定に資する活動については、農地の見回りであったり、あとは貸し借りの話し合い、相談であったり、あとは農地全般、いろんなことに対しての相談事であったり、話し合いが該当するというふうになっております。

除かれるものは、通常の農業委員会の総会に関する業務のことは、活動から除かれるというふうなことでありますて、その活動が見回りだったり、今申し上げたことがたくさんあったということで、農業委員のほうで努力しているというふうな状況であります。

9番 それじゃもう少し詳しく、私は本町出身の議員ですから、特にこの裏ノ山地区の農業水田の将来の在り方、まさに農地利用の最適化、ここに引っかかって質問するわけですけれども、いろんな話を聞きますと、やりたいという方は何名かいらっしゃるかもしれませんけれども、何か辞めたいという方も相当いらっしゃる。ここのマッチングというんですか、そのための方向性というんですか、そういったところを町はどういうふうに考えて見ているのか。

そこの水門のところの改修工事も去年、今年だったか、千数百万円だかかけて直したという話も聞いていますし、将来についての最適化の課題をどのように考えているのか、質問いたします。

農業振興課長 裏ノ山地区については、やはり揚水している中で電気料が非常に高くなっているとか、あとは管路が長くなっていますので、修繕等に非常にお金がかかるというふうな状況の中で、やはりその費用について経営を圧迫するということで、なかなか好んでお借りしたいという人が少なくなっている状況は確かにございます。

その中で、水利組合等、また多面的機能支払交付金の事業も行ってございますので、いろいろお話を聞いているところでありますが、町としましては、全国的にそうなんですが、地域

計画というものをつくらなくてはなりません。それが、令和6年度末までというふうな状況でありますので、来年度のいつ頃、何月とはちょっとと言えないんですが、そちらに向けて話合いの場を持とうというふうに考えております。

地域計画というのは、これまでの人・農地プランについての発展形のようなものでございまして、一筆一筆農地について今後の意向をお聞きして、それで話合いをするというふうな形になっておりますので、今担当のほうでいろいろと情報を集めながら、準備を進めているところでございます。その中で話をしていければいいかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長 ほかに質疑ございませんか。

1番 歳出の18ページから19ページ、2款総務費、1項総務管理費、23目物価高騰重点支援給付金の対象者ですけれども、非課税世帯というようなことになっておりますけれども、例えば入所されている方、住所を持って入所されている方は、その世帯になっているわけですけれども、その人を課税世帯の人が扶養しているというような場合については、その入所している世帯に対しては、対象にならないという解釈でよろしいんですか。

健康福祉課長 そのとおりでございます。課税世帯に扶養されている世帯につきましては、対象外ということになります。

議長 よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決いたします。議案第53号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第54号 令和5年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）について

議長 日程第2 議案第54号、令和5年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

財政担当課長補佐 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決いたします。議案第54号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第55号 令和5年度舟形町介護保険別会計事業勘定補正予算（第2号）について

議長 日程第3 議案第55号、令和5年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決いたします。議案第55号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第56号 令和5年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

議長 日程第4 議案第56号、令和5年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 ちょっとページ数はないんですけれども、農業集落全般、先ほど一部農業集落排水に関して質問したわけですけれども、各地区の処理場で、先ほどの富田処理場に関しては、今年、今現在で稼働してから30年というふうな数字をお聞きいたしました。町内でほかの処理施設で、富田に次いで古い処理場というんですかね、そういうふうな処理場はどこなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

地域整備課長 富田が現在は一番古い処理場になります。造成は長者原のほうが古いんですけれども、途中で福寿野を入れることで、内部拡張工事というのをしておりますので、富田が一番古い処理場になります。その次に古いのが上長沢の処理場になります。それで、長沢処理場がその次で、堀内処理場と続いているような状況です。

以上です。

3番 この処理場の施設というものは、創業してから大体何年というふうなところで見ているのか、あるいはその設備に対しての処理能力、通過量というんですかね、処理量というんですかね。それで、ただ年数だけでなく、処理量で設備の老朽化具合が変わってくると思うんですけれども、その辺はただ単に年数だけで管理しているわけですかね、今は、それちょっとお聞きしたいと思います。

地域整備課長 基本的には処理年数になります。処理の通過量というのは、基本的には測っておりませんので、処理年数という形での判断になりますが、実際は耐用年数が過ぎたとしても、全て動いているものを耐用年数で更新するということではなくて、壊れたものについて交換、修繕という形で対応しておる状況であります。

9番 それでは、76ページの1款1項1目、77ページの数字の2農業集落排水事業施設管理事業、この施設、機能強化調査計画業務委託料、これはその業者の名前も含めて、どういった事業内容になるのか、質問いたします。

地域整備課長 この委託につきましては、集落排水処理場の機能強化、統合を含めた機能強化に関する調査計画が業務内容になります。具体的には、富田処理場と堀内処理場の統合の検討という形になります。受注業者さんにつきましては、山形県土地改良事業団体連合会が集落排水事業については、集落排水処理施設についてはエキスパートであり、ほかの業者さんができるようなものではありませんので、委託のほうは山形県土地改良事業団体連合会へ委託することになるという形で計画しております。

9番 それでは、将来的に富田と堀内を合併というんですか、統合しようという計画だと思うんですけれども、これは老朽化に伴っての統合計画なのか、それとも人口減とか、そういう将来を見据えた、そういうものに伴っての統合計画であるのか、そういう見通しはどう

いったものなのか、質問いたします。

地域整備課長 富田処理場が平成5年供用開始で、現在まで30年経過しております。機械設備、電気設備については、もう耐用年数を過ぎているということで故障リスクがかなり高まっている状況であります。1つが、更新費用の軽減という部分が1つであります。

さらに、それぞれの処理場の接続人口であります。富田が374人の接続人口になっております。堀内が417人の接続人口で、堀内処理場が1,050人の計画処理人口になっておりますので、2つを統合することが可能でありますので、そういう費用のこれから的人口減、できれば各地域とも増えてほしいんですけども、人口減とあと更新費用、維持管理費用の軽減を両方見た形での統合という形で計画しているところでございます。

9番 それで、これは何年計画の調査計画になるのか、質問いたします。

地域整備課長 こちらの施設機能強化調査計画業務につきましては、令和8年に堀内橋の工事に合わせて、富田から堀内処理場に管路を造成したいと考えております。これは橋の工事と併せての造成になります。令和8年度に工事、橋の工事に合わせて処理場の管路工事も進めていくという形で考えておりまして、そこから逆算しますと、調査設計、今回の調査で国庫補助事業は令和6年度に採択申請を国のほうにいたします。令和7年度に国の補助事業を採択、同年に詳細設計、測量設計、工事に関する測量設計を行いまして、令和8年から着工という形で考えております。

橋の上部工が、今のところの計画ですと令和8年、9年頃になる予定ということで、管の工事も、8年、9年あたりに管の工事を進めていくという形で、その他、堀内処理場の内部の補修、修繕、または前後のつなぎ込み、3年から4年ぐらい工事期間としてはかかるのかなというふうに考えております。ただ、いずれにしましても、堀内橋の予算措置の状況、こちらの集落排水の事業の予算の措置状況によって変わってくるものと考えております。

以上です。

議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決いたします。議案第56号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第57号 令和5年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

議長 日程第5号 議案第57号、令和5年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

財政担当課長補佐 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決いたします。議案第57号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第58号 令和5年度舟形町水道事業会計補正予算（第2号）について

議長 日程第6 議案第58号、令和5年度舟形町水道事業会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

財政担当課長補佐 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決いたします。議案第58号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第59号 舟形町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第7 議案第59号、舟形町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決いたします。議案第59号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第60号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第8 議案第60号、舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決いたします。議案第60号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第61号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第9 議案第61号、舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決いたします。議案第61号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第62号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第10 議案第62号、舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決いたします。議案第62号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議長 本日の日程は、全て終了いたしました。

明日は午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時57分 散会

令和 5 年 12 月 7 日 (木曜日)

第 4 回舟形町議会定例会会議録
(第 3 日目)

令和5年第4回舟形町議会定例会第3日目

令和5年12月7日(木)

出席議員(9名)

1番 伊藤廣好	7番 奥山謙三
2番 叶内昌樹	8番 八鍬太
3番 荒澤広光	9番 佐藤広幸
4番 伊藤欽一	10番 斎藤好彦
5番 小国浩文	

欠席議員(1名)

6番 石山和春

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町長	森富広	地域整備課長	伊藤秀樹
副町長	鏡裕之	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤雅博
会計管理 者	伊藤茂樹	総務課財政担当課長補佐	佐藤拓
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	沼澤伸一	デジタルファースト推進室長	佐藤仁
まちづくり課長	曾根田健	教育長	伊藤幸一
健康福祉課長	鍛治紀邦	教育課長	豊岡将志
住民税務課長	沼澤一征	代表監査委員	齊藤徹
地域強靭化対策室長	伊藤英一	監査事務局長	相馬広志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬広志 事務補助員 大場正江

議事日程

日程第1 舟形町選挙管理委員会委員及び舟形町選挙管理委員会補充員の選挙

日程第2 委員会付託の審査報告

陳情第7号 中央公民館駐車場の拡充についての陳情

陳情第8号 令和5年度水田農業政策に関する陳情

陳情第9号 医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担を軽減し診療報酬・介護報酬を大幅に引き上げるための意見書の提出に関する陳情

日程第3 閉会中の所管事務調査報告

産業振興常任委員会

日程第4 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

追加日程第1 発議第4号 令和5年度水田農業政策に関する意見書の提出について

追加日程第2 発議第5号 医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担を軽減し診療報酬・介護報酬を大幅に引き上げるための意見書の提出について

午前10時15分 再開

議長 ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達しております。

ただいまから3日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 舟形町選挙管理委員会委員及び選挙管理委員会補充員の選挙

議長 日程第1 舟形町選挙管理委員会委員及び選挙管理委員会補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがいまして、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は議長が指名することとしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがいまして、指名は議長がすることに決定いたします。

それでは、選挙管理委員会委員には、澤内修一さん、叶内安繁さん、井上万良さん、阿部孝行さんの4名を委員に指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました方々を選挙管理委員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがいまして、ただいま指名をいたしました澤内修一さん、叶内安繁さん、井上万良さん、阿部孝行さんが選挙管理委員会委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員会補充員の指名を行います。

第1順位、伊藤義範さん、第2順位、東海林幸雄さん、第3順位、星川雄治さん、第4順位、高橋亨さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました方々を選挙管理委員会補充員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。したがいまして、ただいま指名をいたしました第1順位、伊藤義範さん、第2順位、東海林幸雄さん、第3順位、星川雄治さん、第4順位、高橋亨さんが順位のとおり選挙管理委員会補充員に当選されました。

日程第2 委員会付託の審査報告

陳情第7号 中央公民館駐車場の拡充についての陳情

陳情第8号 令和5年度水田農業政策に関する陳情

陳情第9号 医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担を軽減し診療報酬・介護報酬を大幅に引き上げるための意見書の提出に関する陳情

議長 日程第2 委員会付託の審査報告を議題といたします。

陳情第7号、中央公民館駐車場の拡充についての陳情、陳情第8号、令和5年度水田農業政策に関する陳情、陳情第9号、医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担を軽減し診療報酬・介護報酬を大幅に引き上げるための意見書の提出に関する陳情、以上3件でございます。

初めに、陳情第7号、陳情第9号の2件について、一括して叶内昌樹総務文教常任委員会副委員長の報告を求めます。

総務文教常任副委員長 それでは、令和5年12月7日 舟形町議会議長殿。総務文教常任委員会委員長、石山和春。

閉会中の審査申出書。

本委員会は、令和5年第4回定例会に審査付託になった事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申出します。

記

1. 事件、陳情第7号、中央公民館駐車場の拡充についての陳情

2. 理由、慎重審議を要するため

以上でございます。

続きまして、令和5年12月7日、舟形町議会議長殿。総務文教常任委員会委員長、石山和春。

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

受理番号、陳情第9号

付託年月日、令和5年12月5日

件名、医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担を軽減し診療報酬・介護報酬を大幅に引き上げるための意見書の提出に関する陳情。

審査結果、採択。

議長 次に、陳情第8号について、奥山謙三産業振興常任委員会委員長の報告を求めます。

産業振興常任委員長 令和5年12月7日、舟形町議会議長、斎藤好彦殿。

産業振興常任委員会委員長。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

受理番号、陳情第8号

付託年月日、令和5年12月5日

件名、令和5年度水田農業政策に関する陳情

審査結果、採択

以上です。

議長 これより陳情第7号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

陳情第7号は、副委員長申出のとおり閉会中の継続審査と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、陳情第7号は副委員長申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第8号の質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

陳情第8号は、委員長報告のとおり採択と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、陳情第8号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第9号の質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

陳情第9号は、副委員長報告のとおり採択と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、陳情第9号は副委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

ここで文書配付のため暫時休憩をいたします。

午前10時24分 休憩

午前10時26分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

ここで、本日の日程の追加についてお諮りいたします。

ただいまお手元に配付いたしました議事案件を、追加議事日程のとおり、本日の日程に追加したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 発議第4号 令和5年度水田農業政策に関する意見書の提出について

議長 追加日程第1 発議第4号、令和5年度水田農業政策に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

7番 発議第4号、令和5年12月7日、舟形町議会議長、斎藤好彦殿

提出者、舟形町議会議員、奥山謙三

賛成者、舟形町議会議員、荒澤広光

令和5年度水田農業政策に関する意見書の提出について

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第99条並びに舟形町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田における5年水張りルールが方針として決定され、例外が示されたものの、これまで国の減反政策に協力し、積極的に転作を進めてきた農業生産者からは、困惑と不安の声が広がっている。今後多くの水田が交付対象から外れて、大幅な収入減少により営農の継続が困難になるとともに、農地集積の後退と遊休農地の増加が懸念される。

以上の趣旨から、別紙意見書を提出するものです。

議長 なお、意見書の内容につきましては、事務局長より朗読をいたします。

議会事務局長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより発議第4号を採決いたします。

発議第4号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 発議第5号 医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担を軽減し診療報酬・介護報酬を大幅に引き上げるための意見書の提出について

議長 追加日程第2 発議第5号、医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担を軽減し診療報酬・介護報酬を大幅に引き上げるための意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

2番 発議第5号、令和5年12月7日、舟形町議会議長殿

提出者、舟形町議会議員、叶内昌樹

賛成者、舟形町議会議員、伊藤廣好

医療機関・介護施設への支援の拡充と、患者・利用者の負担を軽減し診療報酬・介護報酬を大幅に引き上げるための意見書の提出について。

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第99条並びに舟形町議会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

昨年から続く物価高騰を受け、国が決める公定価格で運営している医療機関や介護施設等は、様々な物品や光熱費などの値上げを価格転嫁できず経営が圧迫され、労働者の賃上げなどに必要な財源の確保にも苦慮している状況です。国において医療機関・介護施設へのさらなる経済的援助と現場に従事する労働者の待遇改善、あわせて患者・利用者負担の軽減策は喫緊

の課題です。

以上の趣旨から、別紙意見書を提出するものです。

議長 意見書の内容につきましては、事務局長より朗読をいたします。

議会事務局長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより発議第5号を採決いたします。

発議第5号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第3 閉会中の所管事務調査報告

議長 日程第3 閉会中の所管事務調査報告を議題といたします。

奥山謙三産業振興常任委員会委員長より報告を求めます。

産業振興常任委員長 令和5年12月7日 舟形町議会議長、斎藤好彦殿。産業振興常任委員会委員長。

所管事務調査報告書。

産業振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期日 令和5年10月2日（月）

2. 調査内容 令和5年度 所管各課の主要事業の進捗状況について。

農業振興課（農業振興課長より説明）

（1）園芸拡大ステップアップ事業費補助金

①研修（ソフト）

ニラ1件、キュウリ2件、計3件の実績がありマイスターの下、研修を行なっている。

②機械・資材等の整備（ハード）

ア、新規就農 トマト1件、事業内容：ハウス3棟に給水用井戸掘削

〃 キュウリ2件、事業内容：支柱、防風資材、土壤改良剤等

イ、新規就農以外（事業拡大）行者にんにく1件、事業内容：マルチ張り機

〃（〃）アスパラガス1件、事業内容：かん水設備

事業費300万円に対し198万7,000円を執行している

（2）東北農林専門職大学総合プロジェクト事業

①アパートの入居者募集活動

ア、山形テルサ、ゆめりあ等を会場にしたオープンキャンパスにおいて、舟形町

のブースを設け、学生、保護者、一部職員に対しPR活動を行った

イ、町ホームページに特設ページを開設

ウ、教職員採用予定者にチラシの配布

エ、アパートの仮予約状況、学生向け10部屋中10部屋、教職員向けは8部屋中2

部屋の仮予約を行った

オ、建物工事、進捗は順調で12月中に完成見込み

②学生及び生活における交通手段の支援

ア、学生送迎用自動車（14人乗り）を7月18日に入札、令和6年3月15日納入期限で発注済み

イ、2年生以上を対象にリース車の賃貸補助は検討中

地域整備課（地域整備課長・地域強靭化対策室長より説明）

（1）町道舟形太郎野線 雪崩対策事業

①当初予定価格2,959万円に対し、契約金額2,926万円で契約

②工事進捗状況：10月中旬から資材搬入、現場施工約1か月間、11月30日完成予定

（2）町道福寿野岡矢場線 通学路対策事業

①用地については、残り1名未契約であり現在も交渉を続けているが難航している状況である

②工事進捗状況：県道36号線側から工事は行われている

（3）除雪ドーザー購入事業

①契約月日：令和5年5月1日 ②契約金額：2,101万円

③仕様：11トン級

④納入期限：令和6年3月22日

まちづくり課（まちづくり課長より説明）

（1）舟形町農村環境改善センター大規模改修工事

①当初予定価格1億5,026万円に対し、契約金額1億1,000万円で契約

②工事進捗状況：鋼製建具改修工事、機械設備工事で一部遅れはあるものの全体的には順調に進んでいる

（2）舟形町町制施行70周年記念地域映画作成事業

- ①8ミリフィルムを掘り起こしTV・ラジオCM作成
　　テレビ15秒CM15本、ラジオ20秒CM10本放映
- ②ラジオ「舟形町映画コーナー」展開（6月30月、8月22日）
　　ラジオ番組内で舟形町映画作成事業について2回PR
- ③8ミリフィルム所有者試写会撮影
　　所有者3名に対し試写会撮影の実施
- ④舟形中学校「インタビュー講座」実施
　　ア、アナウンサーを講師に招き、インタビューシミュレーション実施
　　イ、各地区の代表者へインタビュー実施（生徒約40名）

3. 今後の対応について

各課の主要事業の進捗は、ほぼ計画どおり行われているが、一部事業については用地交渉等難航しているため、丁寧な説明を行い計画の達成に努めていただきたい。年度末（2月末）に再度「主要事業の成果」について各課から説明を受け、継続して、所管事務調査を行っていく。

以上です。

議長 ただいまの産業振興常任委員会の所管事務調査報告について質疑を求めます。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査報告は、委員長報告のとおり決定いたしました。

日程第4 議員派遣の件

議長 日程第4 議員派遣の件について議題といたします。

議員派遣の内容につきましては、議会事務局長より朗読させます。

議会事務局長 （朗読、説明省略）

議長 議員派遣についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

議長 これをもちまして12月定例会に付された事件は全て審議を終了いたしました。町長よりお礼の申出がありますので、お受けをいたします。

町長 令和5年第4回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

12月5日から3日間の日程で、令和5年度一般会計補正予算（第5号）、国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）、介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、水道事業会計補正予算（第2号）と、予算の補正が6件、舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例外、条例の制定が4件、合計10件につきまして満場一致でご決議賜りまして、御礼を申し上げます。

一般質問やご審議の中で賜りました建設的なご提言は真摯に受け止めまして、職員の皆さんと一緒に行政運営に努めてまいりたいと思います。

私事でございますが、来年2月に町長選挙がございます。本定例会が最後の議会となる場合もございますので、2期8年間の私の行財政運営に対しまして、議員の皆様方からはご理解とご協力を賜りましたこと、この場をお借りして心から感謝と御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

さて、初雪を観測し、朝晩の冷え込みが厳しくなってまいりました。議員各位におかれましては、師走に入り何かと慌ただしい時期となりますので、健康にはくれぐれもご留意いただきまして、舟形町発展のため引き続き特段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。3日間、どうもありがとうございました。

議長 これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。令和5年第4回舟形町議会定例会を閉会いたします。

3日間にわたる慎重審議、誠にありがとうございました。

午前10時55分　閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議長 斎藤好彦

署名議員 小国浩文

署名議員 佐藤広幸